

# フィリピン

フィリピン共和国

面 積 30万km<sup>2</sup>

人 口 5600万人 (1986年央推計)

首 都 メトロ・マニラ

言 語 ピリピノ語 (通称タガログ語, ほかに公用語として英語)

宗 教 ローマ・カトリック教 (ほかにフィリピン独立教会, イスラム教, プロテスタント)

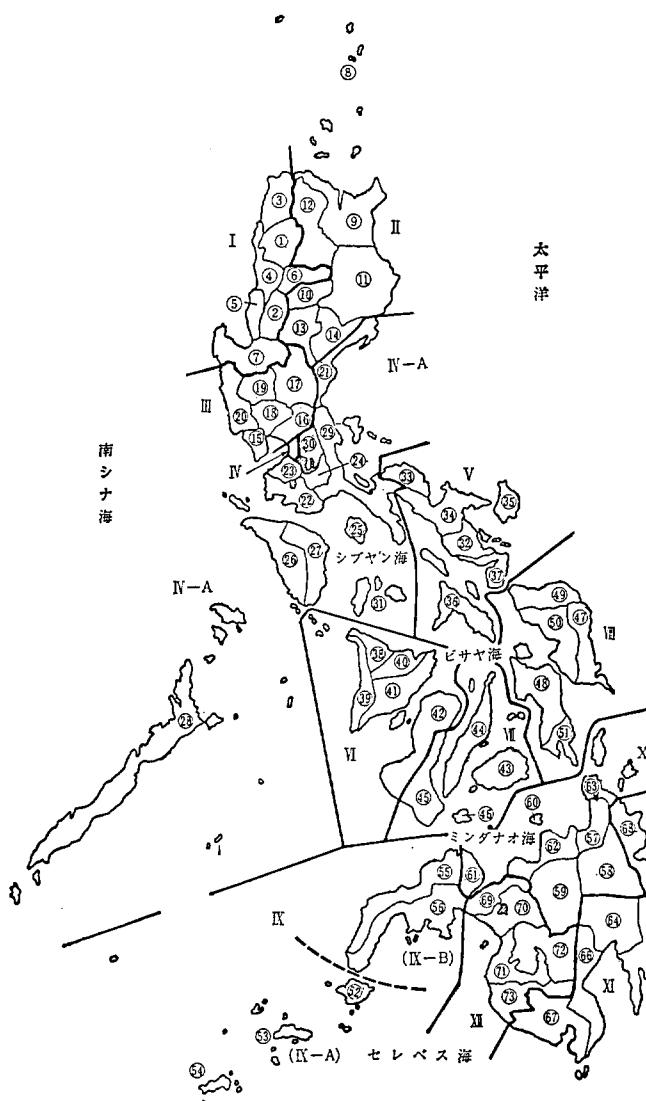
政 体 共和制

元 首 コラソン・C・アキノ大統領

通 貨 ペソ (1米ドル=20.53ペソ, 1986年末現在。

70年2月21日以降変動相場制)

会計年度 历年に同じ



行政区分 (13地方, 73州)

I—イロコス

- ① Abra
- ② Benguet
- ③ Ilocos Norte
- ④ Ilocos Sur
- ⑤ La Union
- ⑥ Mountain Province
- ⑦ Pangasinan
- ⑧ Batanes
- ⑨ Cagayan
- ⑩ Ifugao
- ⑪ Isabela
- ⑫ Kalinga-Apayao
- ⑬ Nueva Vizcaya
- ⑭ Quirino
- ⑮ Bataan
- ⑯ Bulacan
- ⑰ Nueva Ecija
- ⑱ Pampanga
- ⑲ Tarlac
- ⑳ Zambales
- ㉑ Zambales
- ㉒ Aurora
- ㉓ Batangas
- ㉔ Cavite
- ㉕ Laguna
- ㉖ Marinduque
- ㉗ Occidental Mindoro
- ㉘ Oriental Mindoro
- ㉙ Palawan
- ㉚ Quezon
- ㉛ Rizal
- ㉜ Romblon
- ㉝ Albay
- ㉞ Camarines Norte
- ㉟ Camarines Sur
- ㉞ Catanduanes
- ㉞ Masbate
- ㉞ Sorsogon
- ㉞ Aklan
- ㉞ Antique
- ㉟ Capiz
- ㉟ Iloilo
- ㉟ Negros Occidental
- ㉟ Bohol
- ㉟ Cebu
- ㉟ Negros Oriental ;
- ㉟ Siquijor
- ㉟ Eastern Samar
- ㉟ Leyte
- ㉟ Northern Samar
- ㉟ Samar
- ㉟ Southern Leyte
- ㉟ Zamboanga del Norte
- ㉟ Zamboanga del Sur
- ㉟ Agusan del Norte
- ㉟ Agusan del Sur
- ㉟ Bukidnon
- ㉟ Camiguin
- ㉟ Misamis Occidental
- ㉟ Misamis Oriental
- ㉟ Surigao del Norte
- ㉟ Surigao del Sur
- ㉟ Davao
- ㉟ Davao Oriental
- ㉟ Davao del Sur
- ㉟ South Cotabato
- ㉟ North Cotabato
- ㉟ Sultan Kudarat
- ㉟ Lanao del Norte
- ㉟ Lanao del Sur
- ㉟ Maguindanao
- ㉟ North Cotabato
- ㉟ Sultan Kudarat

# 1986年のフィリピン

## アキノ政権安定化への苦闘

野沢勝美

20年に及んだマルコス政権は内外の圧力に屈し、2月政変によって崩壊した。アキノ政権は革命政権として自らを位置づけ、マルコス体制との訣別を明確にし、政権安定化のため正規議会に復帰すべく新憲法制定、経済再建に取組んだ。与党主流派の主導権を強め、新憲法草案を準備し、新たな経済開発計画を策定し、アキノ政権安定化へのシナリオづくりを達成した。次の課題は国民投票での新憲法承認、総選挙、地方選挙で安定多数与党を形成することである。そのための実績づくりとして共産勢力との停戦交渉合意に拍車がかかって。この時機、10、11月こそマルコスなきあとでの政治権力をめぐる凄絶な確執が展開された時期である。旧体制派は、エンリレ国防相による政権批判、軍の一部によるクーデタ計画、テロ、爆発事件の頻発で政権に揺さぶりをかけた。アキノ大統領は、事態が政権の統治能力を問われるところまでできていると判断、左右両派の閣僚を更迭、共産側との60日間暫定停戦協定調印にもち込んだ。政権安定化に向けての体制固めを一気に推し進めた背景には、アメリカ政府、教会、そしてフィリピン国民大衆の強いアキノ大統領支持があった。

◎マルコス政権の崩壊 2月7日の繰上げ大統領選挙の結果は、15日の国民議会の当選宣告によりマルコスの四選となつた。マルコスは、大量不正に対する内外選挙監視団の批判を押し切り、強行突破を企図した。これに対しアキノ側は50万人集会を開催し、非暴力、不服従運動、2月26日のゼネストを提唱したが、この手段には政権追い落としへの力の限界を窺わせるものがあった。この事態の到来をシナリオに書いてきたのが大統領選挙をボイコットしたCPP(比共産党)、およびバヤン(新民族主義同盟)等の左翼勢力であった。選挙ではマルコスに勝てないと国民に分らせるのが狙

いである。しかしマルコスにはすでに政治的威信も危機的状況を回避する力もないとみたアメリカはハビブ大統領特使を派遣した。同大使の調停案は与野党連立政権構想であったとされ、これはアキノ側が拒否、調停工作は不調に終わった。

2月22日から4日間にわたる2月政変は軍、教会、アメリカの3勢力がこうしたマルコス政権の先行きを懸念し、共産勢力の伸長を阻止するためにとった「マルコス降ろし」による危機収拾策であった。

第1の軍については、2月政変は親マルコスのペール参謀総長によるエンリレ派のRAM(国軍改革運動)派将兵連行、逮捕の動きにエンリレ国防相、ラモス参謀次長が緊急避難的に国防省に立て籠ったことに端を発した。すでにマルコスには国軍最高司令官の政治的威信がなく、軍は模様眺めの態度を取り積極的にマルコス支持を打ち出さなかつた。一方、軍のプロフェショナリズムを掲げてきたRAMら籠城グループはアキノを大統領と認める表明し、決起は国民的利益のためであるとの大義名分を得た。この結果軍幹部のアキノ派への寝返りが相次ぎ、政変を成功に導いた。

第2の勢力の教会は、選挙運動期間中に教書で公正な選挙を呼びかけ、比カトリック司教會議(CBCP)も大統領選挙は不正に満ちたものでマルコス政権には道義的基盤がないと批判を強めた。さらに教会は政変劇の中、ラジオ放送で決起軍への協力を民衆に要請し、これが国軍による決起軍鎮圧を阻止する力となつた。教会が政治に一步踏み込んだのは、各教区で民衆と生活圏をともにして民衆の不満の所在を知つておらず、民衆を自らの側に引き寄せる好機としてとらえたからである。この結果、教会は新政権と接近し、発言力を強めることになった。

軍、教会の役割以上に政変成功への決定的役割

を果たしたのは第3の勢力であるアメリカであった。ホワイトハウスは政変時いち早く決起軍の行動に共感を示す声明を発表した。決起部隊が少数派であったにもかかわらず、この声明が国軍の対クーデタ特殊部隊の出動に歯止めをかけた。加えて決起軍は反乱軍ではなく、アメリカの意向に沿う軍であるとの正統性を得た。決起軍と政府軍との対峙、教会による民衆動員という構図のなかで、武力衝突の危険を回避すべくアメリカの主導でマルコスのアメリカ亡命がはかられた。2月政変はアキノ政権の成立をもって終息した。

◎アキノ政権の発足 アキノ政権の課題は政治の安定と経済の再建である。この課題を達成するための政権基盤の確立こそ最大の緊急事であった。すなわちマルコスが去った後、政治権力の空白が生じ諸政治勢力の力関係が拮抗するなかで、新政権はまず主導権を確立する必要があったのである。これには二つの局面があった。ひとつは野党となつた KBL (新社会運動) 各派との対決で、これは後述のとおりマルコス支持基盤の切崩しのなかで展開された。いまひとつは政権与党内部の主導権争いである。与党内での主導権争いは政権主流派と反主流派 Unido との対決であった。新政権発足直後の閣僚任命では、ラカス・ナン・バヤン (『人民の力』) 傘下の PDP・ラバン (比民主党・人民の力派)、バンディーラ (戦旗)、LP (自由党) サロンガ派の各党および人権・市民運動活動家 (人権派) が政権与党主流派を構成し、一方与党反主流派に Unido (民主国民連合) が位置した。

権力闘争の第1は政権の正統性をめぐる論争で、これはアキノ大統領の政治信条である国民和解政策の解釈を軸にしてなされた。主流派の主張は政権の合法性を「民衆の力」に求める革命政権論で、新政権の課題はマルコス前政権との相違を示すことにある。具体的には、(1)政治犯の釈放、反政府軍である NPA (新人民軍)、MNLF (モロ民族解放戦線) 等との和平交渉 (左派勢力等との国民和解)、(2)アキノ事件の徹底的究明とマルコス一族等の不正蓄財追及、(3)1991年以降の米軍基地撤廃、であった。一方反主流派の主張は政権の合法性を1973年憲法に求める立憲政権論である。この場合、政権の課題は連合であり、(1)KBL 内部の提携可能



大統領就任宣誓式に臨むアキノ（共同通信）

な部分との連立 (右派との和解)、(2)公約どおり制憲会議の招集、しかし(3)国民議会の廃止には反対 (エスピニャ Unido 幹事長)、であった。アキノ大統領は革命政権問題特別委員会 (委員長ゴンサレス法相) の討議を経て3月25日、暫定憲法 (布告3号) を布告、この論議に決着をつけ、新政権は革命政権と位置づけ、国民議会、首相職を廃止した。この背景には3月3日の KBL 幹部会 (ピラタ前首相が議長) がアキノ政権の合法性付与に協力を約束したものの、国民議会では KBL が3分の2の議席を占めている現状では、与党の多数派工作の見通しが立たないと政権側の判断があった。反主流派の主張は排除されたのである。

第2は大統領の暫定地方首長の任命権行使による反主流派切崩しである。主流派に属する PDP・ラバン党首 (当時) のピメンテル自治相は暫定憲法の条項を盾に74知事、66市長、1519町長らを対象とし、地方首長の更迭に着手した。しかし後任の人選にあたって PDP・ラバンの党员を優先させたとして主流派の LP サロンガ派と反主流派の Unido がこれに反発した。これに対し自治相は暫定知事68人のうち PDP・ラバンは11人にすぎないと説明した (5月)。しかし、Unido、LP サロンガ派側は、元来任命された地方首長は党籍が不明確であること、また無党籍のなかにはラカス・ナン・バヤン傘下の急進派を含んでいると応酬した。結局、政権主流派内の LP サロンガ派をも含め、反主流派の勢力崩しは成功した。

さらに9月のアキノ訪米中の大統領事務取扱いにはアロヨ官房長官が任命され、Unido 総裁であるラウレル副大統領の政治力の弱体が露呈された。

Unido からゴンサレス法相の正式離党、マセダ天然資源相の除名にはずみがつき、これにビリヤフェルテ行革委員を加えた3実力者は、アキノ与党の政治運動体として11月発足したラカス・ナン・パンサの役員に就任した。Unido は新憲法草案への支持を遅ればせに表明したものの(11月)、反主流派としての独自な主張の展開は不能となった。

○マルコス支持基盤の切崩し 政権与党内での主導権の確立と同様に重要なのは、野党との政権争いで主導権を制することであり、マルコス前政権の支持基盤の解体が必須であった。このためアキノ政権は次の4点に着手した。

第1には、前述の暫定地方首長任命による地方有力者の権力基盤切崩しである。自治相発言では、全国1万4000人の地方首長の90%はKBL籍であるが現職の50%は交替する、うち15%はKBL籍のまま任命するとしている。これにはマルコス支持者が多いイロコスや、回教徒の多いミンダナオの4州の南ラナオ、バシラン、スル、タヴィタウイの各州の知事が徹底抗戦をしたもの最終的には政府軍に投降、政権と和解した。4月22日政府発表では、知事の76.3%、市長の66.7%、町長の42.7%がすでに更迭された。暫定地方首長任命はほぼ予定どおりに進行した。しかしこれは後にエンリレ国防相ら政権内旧体制派からの強い巻き返しを受け、ピメンテル自治相は、「不適格な暫定地方首長」の更迭を強いられ、本人も自治相を解任された(12月)。

第2に、マルコス一族、およびクロニイの不正隠匿資産の摘発による経済的利権の没収である。政府は新政権発足後、直ちに、行政規律委員会(サロンガ委員長)を発足させ、不正蓄財追及に着手した。1987年1月初めまでに国内で268社(総資産221億ペソ)を接収したが、うち60%がベネディクト、コファンコ、フロイレンド、カンポス、ロムアルデス、マルコスの6グループの所有に属していた。最高裁判決も同委の接収は合憲とし、さらに新憲法草案の条項でも新憲法承認後18ヶ月間は同委の活動を認め、前政権の経済的基盤崩しは継続されることとなった。

第3に中央省庁、軍部、司法の人事の更迭である。政府機関の新人事は、大臣、次官の刷新が進

み、3月以降、局長以下の人事も着手された。しかし、NEDA(国家経済開発庁)、中銀等では政策の継続性が配慮され、前政権下の局部長も留任、昇格させた。

軍人の更迭は政変直後の2月26日、4軍司令官を解任したのを手始めに、停年すぎの将軍解任を含む人事に着手した。11月現在の将軍106人中、52人が若返った。また、ペール前参謀総長の管轄下のNISA(国家情報公安庁)はすでに解体してNICA(国家情報調整庁)に縮小再編され、PSC(大統領警備隊)も5個大隊(1万5000人)から1個大隊に縮小された。この結果、7月6日のマルコス派兵士のマニラホテル占拠事件(同事件の意味に関しては拙稿「マニラ・ホテル占拠事件の意味」『アジアトレンド』36号参照)にみると、マルコスなきあととの軍の権力構造の再編に下級兵士は機敏に反応した。一方、司法の改革は最高裁判事11人の新任にまず着手、次いでゴンサレス法相は全判事の30%の更迭を表明、すでにマニラ首都圏の下級裁判所判事150人を更迭した。このほか選挙委員会委員、公務員犯罪特別裁判所判事等の改造人事が進んだ。

第4に、アキノ事件裁判の再審によるマルコス派側近閣僚、軍人の市民権剥奪で信用失墜をねらった。同裁判は審理過程でマルコスの圧力があったとして、バスケス委員会が最高裁に再審を勧告、公務員犯罪裁判所で再審が開始された(11月)。原被告26人のほか、民間人・軍人の計32人が新たに告発され、事件は拡がりを見せている。

以上は旧体制派の妨害で進捗度合の遅れたものもあるが、全体としてはマルコス支持基盤切崩しに効果があった。

○政権安定化のシナリオ アキノ政権の課題の第1は政治的安定である。そのため、選挙公約(2月)どおりの新憲法制定と新規議会制への改編が急がれた。これに関し、アキノ大統領は憲法制定委員会法(布告9号)によって、6月2日旧国民議会議事堂で憲法制定委員会(ペルマ議長)を発足させた。(新憲法制定については拙稿「新憲法審議の焦点」[『アジアトレンド』35号]、『フィリピン新憲法草案の特色と意義』[同37号]参照)。これは選出委員ではなく任命委員による、かなり性急な新憲法制定手続きであったため野党から批判が出たが、政権

側は、巨額の対外債務を抱えている経済危機下では、真に国民に支持された統治力をもつ新政府樹立が国民の願望であるとの「現実論」(ギンゴーナ委員)を優先させた。新憲法草案は制憲委員会法で定めた9月2日からわずか1ヶ月半遅れで、10月15日大統領に提出された。

同委員48人は、保守派(自由主義、反共、反マルコス)30人、急進派10人、稳健派2人、旧体制派(PNP〔比国民党〕)4人、旧体制派(反マルコス)2人の構成である。旧体制派6人をも含んだ制憲委での評決で賛成44人、反対2人、棄権1人(辞任1人)と圧倒的多数で草案が採択されたのは、第1に任命委員であったため旧体制派でも最終的には妥協に応じたこと、第2に脱マルコス体制を急ぐことで全委員の合意があったことに起因する。

新憲法草案の特色は、(1)マルコス体制からの訣別(任期を1期6年に限り、戒厳令布告を制限するなど大統領の権限縮小、軍の近代化等)、(2)1935年憲法への復帰(首相職の廃止、二院制の復活等)、(3)政策の継続性に配慮(外国資本の参加比率は現行どおり等)、(4)世直し改革の条文化(米軍基地協定条項、非核兵器条項等)である。基本的な性格としては「マルコスを強く意識した憲法」(フィリピン大学ミランダ教授)で、大統領の権限縮小、後継ルールの明確化などの制度改革に重点が置かれた。

新憲法に対する野党の批判は、草案の経過条項中のアキノ、ラウレル現正副大統領の任期を1992年6月まで延長する条項に集中した。具体的にはこの条項の削除と新たな大統領選挙の要求であった。この議論は結局は政権の正統性論議のむし返しにすぎず、野党も現に実効的に支配するアキノ政権の存在は認めており、この批判は迫力を欠いた。バルマ制憲委議長は新憲法草案は国民投票で80%の賛成票を得ると楽観的見通しを発表した(11月)。事実、12月の有権者登録は90%、2500万人と国民的関心も高い。新憲法の制定による政治安定化のシナリオは政権の思惑どおり進行した(新憲法は1987年2月2日の国民投票で76%の賛成票を得て承認された)。

政権の第2の課題は経済再建である。そのため新たな経済計画の策定に着手した。まず、PIDS(比開発問題研究所)とNEDAの協力で、フィリピン大学経済学部スタッフによる「経済再建と長期

成長:改革課題」が作成された(4月)。同改革課題は、対外債務返済の優先から成長促進型金融政策への転換、農地改革の規模を拡大し、すべての天然資源、作物を対象とすること、貧困救済を目的とした教育・住宅・保健政策と福祉予算の拡充、等8項目の提言を掲げたが、IMFなどから経済政策の主導権を回復することと、弱者救済とを根底とするアキノ色の強いものであった。同改革課題は部分的な修正を得てNEDAによる「ピープル・パワーによる開発の政策指針:政策課題」として閣議で承認された(6月)。

前政権の経済政策は、IMFコンディショナリティ(経済達成基準)のもとで、厳しい金融引締め、財政縮小政策を採用してきた。このため前記の「政策課題」を受け新たに経済開発計画を策定する前提として、IMFとのコンディショナリティ緩和交渉が優先課題となった。IMF第18次スタンダードバイ・クレジットが1986年6月期限切れとなるため、政府はIMFと7月から18ヵ月間を対象とする第19次スタンダードバイ・クレジット供与の交渉に入った。政府提出の、金融引締め政策から成長促進型政策への転換を盛り込んだ経済調整計画である「趣意書」は、10月24日IMF理事会で最終的に承認された。これを受け、11月19日「中期開発計画」(1987~92年)が閣議決定された。同計画は、基本開発目標として、(1)貧困の軽減、(2)生産効率を伴う雇用創出、(3)分配の公正と社会正義の促進、(4)適正規模の成長をあげている。結果としては、この開発目標はマルコス前政権の「改訂開発計画」(1984~87年)のそれと同一のものとなった。これは比経済の抱える基本的かつ緊急の課題に対する政策にはもともと選択肢が少ないと起因する。当然のこととして、新開発計画期間中の実質GNP成長率は年平均6.8%、国内粗資本形成は1986年実績の12.1%に対し同期間中の年平均20.6%、と成長促進型経済目標が織り込まれている。

以上、アキノ政権は新憲法制定、新たな経済開発計画策定に政権発足後2、3ヵ月以内に着手し、いずれも、10、11月には最終案を決定し、政権の合法性付与に向けての政治日程、経済再建のシナリオを整えたのである。

◎暫定停戦で政権の実績づくり アキノ政権に

とって次の目標は、1987年5月総選挙、8月の地方選挙で多数派を制して安定与党となり、政権安定化へのシナリオを実行することである。きたるべき選挙で勝利を制するための実績づくりが必要となった。アキノの選挙公約中の共産ゲリラ勢力との6ヶ月暫定停戦がそれである。CPPの武装勢力であるNPA(新人民軍)は新政権発足後も勢力を拡大、武装正規軍2万3500人、73州中62州に拠点を築き4万1669のバランガイのうち17%を支配しているという(87年1月現在、国軍発表)。2月政変を支えた軍、教会、アメリカにとっての脅威は共産勢力の増強である。アキノ政権は増大する反政府活動への対応を迫られたのである。このため政権安定化のシナリオ策定への見極めのついた8月以来、停戦交渉に拍車がかかったのである。

政権が停戦交渉に向け踏み込んだのは、以上のはかに政権が独自に抱える次の実際上の理由による。第1に政権主流派の人権派にとって基本的人権の確立、マルコス体制からの訣別が政策目標である。そのため前政権の、力による反政府軍対策とは異なり、対話と和解の平和的手段と経済開発による民生向上でゲリラ問題を解決しようとの基本的立場。第2に国内治安の回復により投資環境を整備し、外国投資の誘致をはかるという実利的立場。第3に政権発足時、および前述のマルコス派兵士のマニラホテル占拠事件に際しては常に軍の後盾を必要としてきた。これは軍の政治介入につながりかねない。アキノ政権は、新憲法にも軍の近代化を掲げており、同様に軍の勢力縮小を主張する左派勢力を政権に引き寄せる必要があった。いわば停戦交渉は軍対策のため必要との戦術上の立場である。

一方、対する共産側にも停戦交渉に応ずる内部事情を抱えていた。第1にフィリピン共産党(CPP)指導部の政治路線の転換であった。CPPは2月選挙ボイコット戦術は失敗であったと自己批判し(機関紙*Ang Bayan* [民族]、5月号)、武装闘争派のサラス議長に代って政治闘争派のティアムソンが登場した。共産側が提示した停戦交渉の枠組みは2段階作戦で、第1段階は停戦交渉(拷問、誘拐等の政治目的の犯罪行為の禁止など10項目)、第2段階は政治課題に関する和平交渉(真の農地改革、国軍改革、不正に契約した外国借款の返済拒否、外国

軍事基地協定廃止など11項目)である。第2に共産側はアキノ政権と軍との切離しを画策している(*Ang Bayan*、6月号)。停戦交渉を推し進めると軍はこれに抵抗し、政権から離反するとの戦術である。第3にアキノ大統領に対する高い国民的支持があり、この際、政権と武力で対決することはCPP・NPAに対する国民の支持を失わせることになる。第4に1969年のNPA結成以来、17年間の長期の戦闘行為でメンバーや支持者の間に厭戦気分もあり、この際、体制立直しが必要であった。このように政府側、共産側双方は思惑が一致し、暫定停戦に向けて始動した。

6月には共産側の代表にオカンボ(CPP中央委員)、スメル(NDF〔民族民主戦線〕議長)、政府側代表にミトラ農相、ディオクノ人権委員長が決定、7月2日停戦準備交渉、8月5日共産側を代表するNDFと政府の第1回停戦会談に入った。9月2日の第2回会談では政府側は30日間暫定停戦を提案し、これを受け、9月27日NDFは対案として停戦違反監視委員会設置を提示し、暫定停戦は合意寸前にまで至った。

さらにNPAから4月に分離したCPLA(コルディリエラ人民解放軍)との停戦は、9月13日の山岳州でのアキノ・ウェグ神父(CPLA指導者)会談で合意した。さらにMNLF(モロ民族解放戦線・回教徒ゲリラ5300人を擁す[国軍発表])との停戦交渉も、9月15日、ホロ島でのアキノ・ミスワリ(MNLF議長)会談で停戦交渉継続に合意し、政府側はアガピト・アキノ、南部方面軍司令官マグノ准将を、MNLF側はウスタズ・シャリフ・ハイン・ハン、アブダリ・サリン准将の双方各2名の交渉委員を任命した。

●軍は停戦交渉を妨害 こうした政権側の共産勢力等との停戦交渉進展に危機感を抱いたのは軍であった。これ以降の停戦交渉は、進捗するたびに彼らに妨害され頓挫した。前述のとおり、政府側提案の30日間停戦は停戦監視委設置方法までこぎつけたところで、9月29日軍部によるサラスCPP最高幹部逮捕で政府案は流れた。11月2日のNDF側提案の100日間クリスマス停戦も同13日のオラリアPnB(人民党)議長暗殺で中断した。かくも執拗に停戦交渉を妨害してきた軍部の不満、

不安は次の4点に起因する。第1に新憲法が起草され、軍の近代化の名目で民主化の阻害となる軍の勢力切崩しが現実的となった。具体的には、人権委による軍、警察の職權乱用等の旧悪追及、私兵の禁止、郷土防衛隊(CHDF)の正規軍編入などで、軍の自浄能力のなさが追及されることとなった。第2にマルコス政権下の戒厳令期に兵力を5万4000から3倍にまで拡大した軍部は中央政府、政府企業等に現役のまま人材を配置した。新憲法では現役軍人の政府企業等への配置は禁止しており、軍は自らの経済権益縮小に敏感である。第3に独立戦争を戦ったことのない国軍であったが、2月政変で新政権樹立に導く役割を演じたことで政権参加に意欲的となった。このため軍人が停戦交渉の政府側交渉委員から外されたのは最大の不満であった。第4に軍は自由主義の守り手としての自負があり反共である。前述の共産側の2段階戦略では国家の主権が及ばない解放地域を認めることになり、これが共産側の根拠地となりその勢力を増大させるとの不安がある。

●10、11月危機の乗り切り 軍部による停戦交渉妨害に乗じて政権批判を強めたのがエンリレ国防相で、その背後には同国防相を支持するRAM将校団があった。エンリレは9月8日の共産側の行動に沈黙する閣僚がいると発言、与党人権派閣僚批判の口火を切った。10月14日の閣議欠席、次いで18日のセブ演説では停戦交渉そのものの批判を開始した。21日のアキノ・エンリレ会談でエンリレの提示した要求は、(1)停戦交渉の期限設定、(2)不適格な暫定地方首長の更迭、(3)政権主流派8閣僚の更迭、(4)総合的反政府軍対策、(5)大統領選の早期実施、(6)1973年憲法体制復帰と、国民議会の復活、であった。この(5)、(6)は旧KBLの主張もある。エンリレは新政権の中核にあって、旧体制派の要求を代弁する立場を担った。そしてこれらの要求を情報操作で迫ったのがRAMである。11月6日の現地紙にクーデタ計画「女王陛下万歳作戦」が掲載され、次いで13日の「共産狩りクーデタ計画」、そして21日の「国民議会占拠クーデタ計画」が登場した。いずれもその真相は謎である。これに対処するアキノ政権は国家安全保障会議の復活(8月)、ラモス提案の共産ゲリラ総合対

策6項目を閣議決定させ(10月)、軍事予算増額に道を開くなど、軍の要求に一部応じた。

軍による停戦交渉妨害、オラリア暗殺、その報復のエンリレ派ブソン前議員暗殺などテロの応酬、10月下旬以降の首都圏の爆発事件、加えてエンリレの政権批判、クーデタ計画と相次ぐ政権揺さぶりを前に、アキノ大統領はこのままでは政権が威信を失墜し、内外から統治能力を問われることになると判断、中央突破作戦に出た。11月23日エンリレ国防相更迭、次いで27日にNDFと60日間暫定停戦協定調印を急いだ。その一方で28日にメルカド公共事業・道路相、マセダ天然資源相の汚職の噂の2閣僚を更迭、さらに左派寄りの2閣僚、ピメンテル自治相を12月3日に、サンチェス労相を1987年1月3日更迭した。かくして暫定停戦協定調印、不適格閣僚、左右両派の閣僚の更迭で、アキノ政権は安定に向け体制固めに走った。

マルコスが去ったあとの政治権力の再編をめぐる各勢力の凄絶な権力争いが集中したのは、アキノ政権が憲法制定、経済再建の目処をつけた、まさにこの、10、11月であった。軍と旧体制派が総結集してアキノ政権への巻き返しをはかったのである。ここでアキノ政権が強硬策に打って出た背景には、次の3点により政権運営への自信を深めていたことが挙げられる。第1にアキノ訪米(9月)、訪日(11月)の成功で、政権への支持を取りつけ、アキノ政権の政治安定化路線が国際的に認知されたこと、第2に、アメリカ中間選挙(11月)で上院で民主党が勝利し、上院外交委員長に「人権と核拡散防止の重視」を掲げるペル上院議員の就任が内定したこと。これはアキノ政権主流派の人権派閣僚を勢いづかせ、軍、旧体制派の反対を押し切り、国民和解のための反政府軍との暫定停戦の実現を推し進めさせたこと。第3に軍部のクーデタ計画に対しては、急進派、教会から大衆運動員によりこれを阻止するとの度重なる警告が発せられており、軍の暴走に歯止めをかけたこと、である。

●与野党再編の動き 1987年における5月総選挙、8月地方選挙の日程が固まり比政局は政界再編に向け動きが活発化した。新憲法の経過規定では、次の総選挙、地方選挙で選出された上下両院議員、地方議員の任期はすべて92年6月30日まで

となっている。つまり、今回の両選挙で多数を制すればつづく5年間は安泰である。来るべき選挙で多数を制することが必須となった。与野党とも待ったなしである。

新党結成への動きに関しては、まず与党は11月8日アキノ与党の傘組織としてラカス・ナン・パンサ(「国民の力」、ゴンサレス代表)が発足した。同組織はすでに各地方支部長を任命しており、ゴンサレス法相など有力8閣僚も役員として参加を表明している。ラカス・ナン・パンサはPDP・ラバン、LPサロンガ派、パンディーラが母体であり、前回大統領選でアキノ支持派の選挙組織となつたCAPM(「アキノを大統領にする運動」)の全国組織への拡大を狙った、アキノ・マシンの再生である。前述のとおりUnidoは、マセダ、ゴンサレス、ビリヤフェルテら実力政治家が抜け、最終的には新憲法支持を表明したものの、すでにラウレル総裁の政治力失墜を露呈し、NP(国民党)ラウレルJr.(副大統領の兄)派から連合を呼びかけられる始末であった。

野党的左派勢力は8月30日、PnB(人民党。オラリア議長〔暗殺〕)を旗上げ、合法的左翼政党として左派勢力の結集を画策した。KMU(5月1日運動)、KMP(比農民運動)など急進的な労農団体のとり込みにも積極的でいわばピープル・パワーの組織化に動いた。しかし同時にこれは教会系の稳健派グループの脱落を意味した。

野党的保守勢力に関しては、すでに旧体制派のKBL(新社会運動)は、PNP(比国民党・オブレ党首)、NLP(KBLガルシア派)、NPカエタノ派、NPラウレルJr.派、KBL独立会派(アルメンドラスマミンダナオ出身前議員)、マルコス忠誠派(イニグス前国民議會議長、トレンチーノ元外相、ローニョ前首相らマルコス支持の旧体制派)に分裂した。前述のとおりPNPは制憲委にオブレ党首ら4人が参加し、新憲法支持にまわった。アルメンドラスマは憲法支持を表明している。NPカエタノ派、マルコス忠誠派は共に新憲法には反対であるが、前者はマルコス前大統領が党と国民を裏切ったとして反マルコスの立場を明確にしており、マルコス忠誠派とは決定的な相違がある。したがって保守勢力の連合に際しては反マルコスか否かが連合の条件となるため、今後はマルコス忠誠派を中心とする

KBL統一グループと、脱マルコス保守勢力に大きく2分されよう。

また政党再統合の動きは一面で、1935年憲法体制への復帰のなかでの、戦後の2大政党NP、LPの復活の動きも見せたが、この動きの進展は遅い。まずNPはNPロイ派からNPカエタノ派(カエタノ幹事長代行)が発足(9月)したもの、カエタノ派はNPの全国代議員会の承認を得ていないとNPの継続性に関する法的疑義が出された。加えてNPラウレルJr.派は、前述のとおりUnidoとの連合を呼びかけている。NP両派は独自に動き、党再建は遅れた。一方LP再建をみると、LPカラオ派は元下院議長で元LP総裁のビリヤレアルをLP再建運動に担ぎ出し(9月)、対するLPサロンガ派もR.ロハス夫人(元G.ロハス総裁の夫人)を党首代行に立てLP再建全国運動を開始(8月)したが、LP統合への歩み寄りは今のところない。したがって政権与党の連合の動きに較べ、旧体制派の再編、統合は一步出遅れたと言える。

●成長促進型の経済政策に転換 1986年のフィリピン経済は、84年、85年と2年続きのマイナス成長からの脱出が最大の目標となった。2月政変でアキノ政権が前政権から引継いだフィリピン経済の状況は、大統領選挙中の中央銀行の対政府貸付けが80億㌦も急増、ペソ相場が政情不安によるドル海外持出しで1㌦=22.0㌦に急落、輸入が抑制され、インフレと不況が共存するスタグフレーションの最悪の事態となった。前政権は最悪局面回避のため中銀債、財務証券利率を年28~30.5%に引き上げ過剰流動性吸収に乗り出したが、商銀のプライムレートも運動し25~29%に急上昇した。このパターンは、1984~85年、IMFコンディショナリティのもと中銀のとったデフレ政策と同一であり、経済は縮小均衡に向かうことになる。

新政権は経済再建の長期計画の枠組みとしての新たな経済開発計画に着手する一方で、IMF、外国民間銀行等の国際金融支援体制との救済融資、対外債務条件緩和交渉を開始し、外国企業には、「債務株式化」による対外債務負担軽減を要請した。加えて各国政府には対比援助増額を要求し、経済再建への資金取入れを急いだ。

以上の交渉、要請のうち、第1の救済融資の条件

を緩和し、デフレ政策から成長促進政策への切換えが最重要課題となった。4月に開始されたIMF、外銀団との交渉ではIMF第18次スタンダードバイ・クレジット6億1500万SDRのうち未実行の第5、6回払出し、計2億1200万SDR、外銀団新規融資9億2500万<sup>f</sup>のうち未実行の第3回払出し3億5000万<sup>f</sup>の扱いが協議された。その結果、第18次スタンダードバイ・クレジットは期限切れとし、7月からの18ヵ月間を対象期間とする第19次スタンダードバイ・クレジットの交渉に入った。一方外銀団との交渉では未実行分の払出しは1986年12月末まで延長が認められた。8月にIMF側と比政府が基本合意に達した比経済調整計画(「趣意書」)では、(1)景気調整に即効性のあるベース・マネー上限引上げ、(2)財政赤字の上限引上げと歳出予算増額、(3)政府金融機関の構造改革等を盛り込み、成長促進型経済への転換が目的とされた。10月24日IMF理事会は「趣意書」を正式に承認、第19次スタンダードバイ・クレジット1億9800万SDR、補償融資制度2億2400万SDRの計4億1200万SDR(5億1940万<sup>f</sup>相当)供与が決定した。「趣意書」の調整計画では、実質GNP成長率を1987年は6~7%、88年5~6%とし、ベース・マネー上限は86年10月は475億<sup>b</sup>、同12月は510億<sup>b</sup>(85年12月末実績380億<sup>b</sup>)に引上げ、さらに公共投資上限は86~88年は対GNP比で5.0%(85年実績は3.5%)に引上げ、また政府財政赤字上限は86年は対GNP比で4.4%(85年実績は1.9%)に引上げた。10月のベース・マネーは475億<sup>b</sup>、中銀の対PNB貸付けは30億<sup>b</sup>と目標に達し、直ちに第19次スタンダードバイ・クレジットのうち500万SDR、補償融資制度2億2400万SDR、計2億2900万SDRの払出しが実行された。また12月には外銀団新規融資第3回分の3億5000万<sup>f</sup>の払出しも実行になった。

第2の対外債務返済繰延べのうち外銀団との交渉は、(1)1987~92年に満期到来分の公的部門35億<sup>f</sup>、(2)すでに合意ずみの83~86年に満期到来した公的部門36億<sup>f</sup>を対象とした。後者は前者と同じ条件の適用を要求する再交渉である。すでに对外債務残高は9月末現在で278億<sup>f</sup>に達し、1986年中の返済額は元本10億5100万<sup>f</sup>、利息19億4000万<sup>f</sup>の計29億9100万<sup>f</sup>、87年は元本8億2700万<sup>f</sup>、利

フィリピン経済調整計画  
(1986年10月24日 IMF理事会承認)

(1) 1985~88年達成目標

	1985	1986	1987	1988
生産・物価(年増加率)				
GNP	-3.8	1.5	6~7	5~6
消費者物価上昇率 (年平均)	23.1	4	5~6	5
金融(年増加率 %)				
M <sub>2</sub>	9.6	13	15	15
ベース・マネー	8.7	15	16	16
財政(対GNP比 %)				
公共投資	3.5	5.0	5.0	5.0
中央政府財政赤字	1.9	4.4	2.4	2.0
公共部門借入必要額	2.6	5.5	2.9	2.6

(2) 1986~87年国内金融政策達成目標(億ペソ)

	1986				1987
	6月30日 (実績)	9月30日 (上限)	10月31日 (上限)	12月31日 (上限)	3月31日 (上限)
ベース・マネー	430	460	475	510	508
公共部門借入必要額	138	274	293	345	49
(86.1からの累計)					
比国立銀行への中銀貸付	30	30	30	30	30

(出所) Business Day, 1986年10月24日

息21億2300万<sup>f</sup>の計29億5000万<sup>f</sup>と、86年、87年の輸出見込み額の各々65.0%, 59.3%に相当する。86年は利息支払いだけで国家歳出予算の40%に達する(モンソッドNEDA長官)ため、比経済再建にとって利子軽減、返済期間延長は必須である。政府部内では、債務返済比率は20%以下としマルコス政権の不正蓄財に関連した債務の返済には応じないと強硬派(NEDA)と、露骨な債務軽減要求はフィリピンの国際信用を損う(中銀)との実務派との対立があったが、アキノ大統領は債務はすべて返済するとの決定を下した。これを受け利率、返済期間をめぐる交渉が続いた。比側の要求は、Libor+0.625%, 20年間(7年据置き)(前回の合意では、Libor+1.625%, 10年〔5年据置き〕)で、これに対し外銀団側は、Libor+1.375%, 16年(6年据置き)を出しており、両者の主張には大きな隔りがある。比側の説明では対メキシコ並みの条件(Libor+0.813%, 20年〔据置7年〕)の適用を求めており、交渉は難航した。返済期間延長については合意に達する見通しであるが、交渉は事実上中断した。しかしパリクラブ(西側債権国14カ国で

構成)との、1987年1月から88年6月までに満期到来の8億7000万㌦の繰延べ交渉は87年1月に予定され、同交渉の合意を受け、外銀団との交渉が再開されよう。また比側は、1986年12月に満期となる貿易回転融資29億6400万㌦については同融資の未利用枠の10億㌦を、通常の融資に転換し、残余は貿易回転融資としての存続を要請している。

第3は「債務の株式化」による対外債務負担の軽減である。政府発表(11月)ではすでに同制度に外国企業から42件、総額2億2000万㌦の申請があり、うち15件、3300万㌦は認可している。同制度の対象は、(1)債務繰越協定の対象となる債務、(2)1987年以降満期到来の公的部門債務(3)貿易関連対外債務などで、投資優先分野として、輸出貢献事業、農業、医療、技術・専門知識の活用による外貨獲得事業など計7分野を挙げている。この制度により後述の民営化政府企業への投資が期待されている。

第4は対比経済援助の増額交渉である。新政権発足後間もなくアジア開発銀行(ADB)から特別緊急融資5000万㌦で、次いで米政府から財政赤字補填用の2億㌦(1986年経済支援基金[ESF]1億8000万㌦を2000万㌦増額)が実行された。1986年実行予定の資金援助は総額は9億6400万㌦(上記ESFを含む)で、内訳では国際金融機関(ADB、世銀)7000万㌦、二国間1億3900万㌦、サプライヤーズ・クレジット2900万㌦、保証債務100万㌦、民間商銀5億2500万㌦を計画している。一方、1986年の成約ベースでは、アキノ訪米で3億8870万㌦(経済援助2億㌦追加、ESF1億㌦、軍事援助5000万㌦など)、日本政府から第13次円借款495億円(プロジェクト借款7件166億円、商品借款329億円)、特別円借款404億円、ほかにカナダ、西ドイツ、オーストラリアの各國政府、ADB、世銀による資金援助を加えると総額14億㌦にも達した。

以上の救済融資、経済援助資金増額の実行で12月末の外貨準備高は24億8500万㌦(前年同月末は10億8700万㌦)と外貨事情は好転し、輸入額に換算すると6.1月分に相当する。このため対ドル交換レートは1㌦=20.4㌦で安定している。

◎マイナス成長に歯止め 1986年の経済パフォーマンスは以下のとおりである。実質GNP成長

率は0.1%となり、84年、85年と2年続きのマイナス成長を脱した。しかし実質GNP(1972=100)は885億2500万㌦と、1979年の887億4000万㌦の水準に滞ったままである。1人当たり実質GNPは1581㌦と対前年比-2.3%で、1982年以来の5年続きのマイナス成長で、75年の1622㌦の水準を回復することができなかった。

支出項目別では粗資本形成は前年比-15.8%，なかでも建設投資が-27.9%(政府0.1%，民間-42.2%)と不調ではあったが、耐久財投資は前年-18.2%から-1.6%と新規設備投資の下落傾向は底をついた。ここで特徴的なのは政府消費が前年の-0.6%から2.1%，政府建設が前年の-21.5%から0.1%とプラスに転化したことで、政府の成長促進的経済政策による公共投資の活発化を裏付けている。

産業別では農林漁業が前年比3.3%と前年に引き継ぎ堅調であるが、鉱工業-3.7%，サービス1.0%と鉱工業のみマイナス成長である。鉱工業の内訳では、建設業-28.3%，鉱業-3.7%と両部門は前年同様不振であったが、製造業は1.2%と前年の-7.6%からプラス成長に転じており、景気回復の兆しが頭著である。なかでも繊維21.7%，履物衣類10.8%，紙・紙製品10.1%，ゴム製品8.9%，電気機械18.6%と主要業種がプラス成長に転じ、かつ平均2桁台の成長を示したのが特徴である。

農業部門では、1986作物年度は好天に恵まれ穀米は910万㌧(前年比11.0%増)、とうもろこし390万㌧(同13.4%増)と空前の大豊作となり、景気回復の下支えとなった。

また、消費者物価上昇率は1984年の50.3%，85年23.1%の高水準から86年は0.8%と低位安定化し、インフレは沈静した。対外取引では86年の輸出額は48億600万㌦(前年比3.9%増)、輸入額は48億6200万㌦(4.9%減)となり、貿易収支は85年の4億8200万㌦の赤字から5600万㌦の赤字に縮小し、大幅に改善された。一方、実質値ベースでみると、輸出は155億9400万㌦(固定価格、1972=100、前年比13.1%増)であった。とくにココナツ油(100.4%増)が好調で、半導体・エレクトロニクス(4.9%増)も下げどまつた。輸入は152億4100万㌦(20.2%増)で、とくに委託加工分輸入(72.6%増)は84年水準にま

で戻した。これは原材料の在庫底入れ輸入需要と合わせ、景気回復の兆しを裏付けるものである。さらに完全失業率も7月には11.2%（首都圏は24.5%）と4月の12.8%より好転するなど、フィリピン経済が正常化に向かう指標を示した。

1986年フィリピン経済がマイナス成長から脱し、かろうじてプラス成長に転じた理由として、次の4点を挙げることができる。

第1に、成長促進政策を受けての金融緩和策である。IMFから経済再建の基本合意が得られ、8,9月には、(1)預金準備率を22%から21%に引下げ、(2)政府短期財務証券金利を年14.25%から14%に引下げ、(3)商銀に対する中銀の再割引率を年12.75%から11.75%に引下げる諸施策をとった。この結果、金融緩和傾向が広がり商銀は一時期の準備金不足を脱し、過剰準備状態となった。これは金利引下げに結びつき、プライムレートは3月末の年21.3%から9月末には15.3%に下がった。金融資産から生産物に投資対象をシフトさせ在庫底入需要を形成した。

第2は公共投資の増大である。政府は前政権下で編成された1986年予算案を大幅に改定、IMFが承認した政府予算は歳出1144億ペソ（前年実績比42.8%増）、歳入865億ペソ（25.4%増）、財政赤字279億ペソ（86.9%増）の積極予算となった（政府はその後税収不足で55億ペソの減額補正）。同予算の特色は公共投資147億ペソ（67.0%増）および投融资299億ペソ（86.7%増）で、後者は政府金融機関、政府企業を通じての景気回復の下支えを意図したものである。また政府は景気回復への呼び水効果をねらい、地方農村部の雇用を促進するCEDF（地方開発計画）にも着手した。同計画は下半期に39億ペソを投入、61万8000人の新規雇用を創出するもので、NEDA報告では約1万2000プロジェクト中21%が完成し、41%が建設中で、すでに36万2581人に雇用を与えたとしている。こうした公共投資、失対事業は景気回復へのこ入れとなった。

第3に国際的な原油価格の下落と金利の低下である。原油価格下落の影響は中銀試算では1986年原油輸入量4913万ペソ、価格1ペソ=16フローランと設定し、（1985年平均は1ペソ=26.89フローラン）5億3503万ペソの輸入額節約と試算している。原油安を受け政府は1月以来3度（新政権下では2度）石油製品価格を引下げ

た。3度目の5月の引下げで動力燃料油は1ペソ=2.815ペソ（1月以来30.4%引下げ）まで下げた。政府はさらに電気料金を4月から2度引下げ、3月からはバス・ジプニー料金を引下げた。一方、国際金利安による对外債務負担軽減は、1985年12月末の对外債務262億5200万ペソのうち52%が変動金利（中銀筋）であるから、利率1ポイントの低下で年1億3700万ペソの利子負担が軽減される。先進国の公定歩合引下げでLibor（90日）は86年第1四半期は前年同期比2.39ポイント下げ、以下第2、3四半期では各々1.15、1.87ポイントを下げた。したがって9カ月で1億8600万ペソ利子が軽減されたことになる。

第4に諸外国が相次ぎアキノ政権支持を表明したことで経済界の政治に対する信頼回復を呼び戻し、経済回復への期待が高まったことである。政権発足後の早い時期に海外からの資本還流も起これ、ペソ需要から対ドル交換比も安定化に向かい、闇市場は事実上消滅し、資本逃避もやんだ。また経済回復への期待が端的に示されたのは証券市場の活況で、1986年中の取引額は114億1000万ペソと過去最高の1976年の67億9000万ペソを超えて史上最高となった。現地証券業界では、うち40%は外国投資家の取引と分析している。ただ、この証券市場活況は国内預金金利低下、金融緩和による流動性の増加で一部過剰資金が証券市場に流入したことも原因のひとつであると指摘できる。

●本格的景気回復への課題 1986年フィリピン経済は景気回復への端緒を手にした。「中期開発計画」（1987～92年）では期間中の実質GNP成長率を年6.8%と見込んでいる。ではいかにして本格的景気回復を達成するのか。アキノ政権の経済政策は成長促進型への転換をとげたが、依然としてIMFコンディショナリティのもと、政府公共投資上限が課せられており基本的に民活利用型の経済再建策であることに変わりない。

このため本格的景気回復への課題の第1は民間投資の促進である。投資委員会承認の1～10月の新規直接投資額は、経済回復の期待とは裏腹に、22億5000万ペソと前年比40%減少した。投資額内訳では国内企業が52%，外国企業48%であり、内外の投資家は依然として「様子待ち」の状態にある。

その原因として、(1)相次ぐクーデター未遂事件、治安の悪化など政治不安定の印象が払拭できず、決して良好な投資環境ではない、(2)労働争議の多発で、1986年中のストライキ件数は571件、(前年比35.0%増)、参加者16万7424人(同50.5%増)に達した。これは労働寄り労相の就任、労働者に有利な労働法改正が進んだことなどでKMUなど急進的労組団体の労働攻勢が強まったこと、(3)新政権による包括投資法の改正が遅れ、投資奨励策が不明確で投資家の気迷い状態が続いたこと、が挙げられる。このため内外の新規投資が始動するのは87年5月選挙の帰趨を見きわめてからであろう。

第2の課題は投資効率の向上である。「中期開発計画」では、前述のとおり期間中の実質GNP成長率は年6.8%、粗資本形成はGNP比23.3%、ISギャップ同2.7%を計画しており、限界資本係数は3.4である。NEDA試算では1986年の限界資本係数は31.6である(*Business Day*紙、12月16日)。したがって投資効率を高めるための構造調整が焦眉の急である。世銀からの経済再建融資3億㌦の供与が比政府と合意したが、世銀からの勧告として出されたのがNPA(政府所有非効率的資産)の処分である。主要な7点は、(1)政府所有の商銀5行は1988年10月までに処分し、レパブリック・プランターズ銀行は世銀と比砂糖委との信託契約で存続させ、政府所有の株式は農家に譲渡する、(2)政府金融機関4行再建、とくにPNB(比国立銀行)、DBP(比開発銀行)のNPA処分で、DBPは724億㌦、PNBは519億㌦に達している(9月)。これと並行し、行政改革委(ビリヤフェルテ委員長)は非金融政府企業263社を評定し、108社を民営化(総資産1530億㌦)、46社を存続させると勧告、アキノ大統領の民営化委(COP)、資産民営化信託(APT)の設置に関する行政命令の布告を受け、世銀は3億㌦を正式承認した。「債務の株式化」に合わせてのNPAの処分も検討されているが、問題は処分された企業を再建できる近代的企業者の層が薄く、問題先送りの解決策となる恐れも多い。

第3はマルコス一家、クロニイの不正隠匿資産

の回収である。前述の行政規律委が国内で接収した資産は1987年1月8日現在で会社数268社(うち財務諸表のあるもの67社、総資産221億㌦)、不動産143点、自動車81台、飛行機31機、船舶13隻に達し、総額236億272万㌦、発覚調査中を加えると300億㌦の巨額に達する。この他アメリカで連邦裁が名義人の処分禁止を支持したマルコス夫妻所有のニューヨークのビル4棟が22億㌦(1億800万㌦)、スイスの預金が8億3000万㌦(行政規律委発表)に達している。しかし接収企業の処分は、たとえばユナイテッド・ココナツ・プランターズ銀行の接収によるココナツ産業独占解体という政策上の問題も含むため政治的、経済的意味も大きく、慎重に実行されよう。また在米資産は、本人が自主的に返還する以外には訴訟手続きにかなり時間がかかる。したがって具体的にはスイスの銀行口座分の返却が急がれよう。

第4に農地改革の促進である。共産勢力対策の政治上の必要のみでなく、農民の生産奨励を通しての農家所得向上の経済目的からも緊要である。「中期開発計画」に示されたアキノ政権の農地改革政策は、(1)前政権から引継いだ米、とうもろこしを対象とする農地移転(49万3107ha)、(2)遊休地を対象に米、とうもろこしの農地拡大(46万9900ha)、(3)その他の作物を対象に定額小作制に転換(99万8500ha)、(4)ネグロス島の砂糖減反による農業労働者救済のためPNB所得の砂糖黍農地9000haの配分(詳細は不明)である。以上、(3)、(4)を除いては基本的には前政権の政策を踏襲した。政府をあてにできずとして砂糖黍の最大の生産地ネグロス島ではラクソン西ネグロス知事による「自主的農地改革」が検討されている(11月)。カナダ政府もNGOのひとつであるNEDF(ネグロス経済開発財團)を通じ、同計画に資金的援助を約束した。この民活利用農地改革は新憲法に条文化されているが、最大の問題は当の地主がこの計画を受入れるかである。いずれにせよ、前政権の農地改革を超えた、新たな改革の提言と法制化は新議会の発足を待たねばならない。

# 重要日誌 フィリピン 1986年

299

BD=Business Day, BT=Bulletin Today, MB=Manila Bulletin

## 1月

2日 トシャハニ、国連社会開発人権センターナ次長辞任——昨12月28日地元パンガシナンでのアキノ支持の表明は国連職員の任務外の行動であり責任をとるとして。

トNamfrel、首都圏の有権者水増しを指摘——全国自由選挙運動、選挙委名簿に58万5464人の水増有権者。

3日 ト北ネグロス州設置で住民投票実施——6日付けBD紙の開票結果は16万4728対3万400で承認、74州に。

トUnidoとLaban、政策協定に調印——民主国民連合と人民の力。6日サロンガ、副大統領立候補を取下げ。

4日 トエスカランテ事件で軍人の身柄拘束を命令——西ネグロス州PC・INPのA. Obilos司令官ら44人。

5日 ト米議会超党派選挙調査団来比——(11日まで、K. Schuette団長)。国際監視団派遣の事前調査のため。

6日 ト開票作業用の電算機導入を断念——費用がかかりすぎると、選挙委員会の全員一致の決定で。  
CPPは選挙ボイコット——マニラ発共同。比共産党中央委機関誌Ang Bayan(民族)12月号は「選挙はマルコスが仕組んだ政権延命策である」とし、全面ボイコットを呼びかけ。

トKaakbay、アキノ候補を無条件で支持——「比の主権と民主主義のための運動」(J. Diokno代表)。

7日 トRAM、選挙不正防止運動を推進——國軍改革派の7人が記者会見。R. Roblez海大佐：不正選挙は民衆の不満を増大させ、反政府軍活動を活発化する。13日“Kamalayan(意識)86”運動が発足、同日付けBD紙によれば、(1)兵士、市民に公正な選挙の重要さを認識させ、(2)政治家、地方軍閥の選挙干渉に警告を発する、を目的とするRAMが主導する運動。18日、RAM、公正な選挙のための第1回祈祷研究集会を開催、アギナルド基地で兵士600人らが参加。

8日 トムルダニ・インドネシア国軍司令官訪比——10日まで滞在。CASA 212型のセスナ2機を無償貸与。

ト首都圏行政委員会の政府金融機関借入額を公表——84年会計検査院年次報告で。PNB, DBP, GSISの3行から1億440万、借り入れ。同委の借入総額の3分の1に。

9日 トBayan、選挙ボイコットを決定——新民族主義者同盟、全国代表者会議で。投票の妨害はしない。

10日 ト外銀団と29億1300万の債務繰延べ協定調印——ニューヨークで。83年10月~86年12月満期到来分。

11日 ト大統領選挙後に共産主義者摘発——ペール参謀総長、セブで記者会見。

14日 トマルコス演説会場付近で爆発——レガスピ市の会場から500m離れた路上で。通行人1人が負傷。

15日 トアキノ派運動員2人射殺——PDP・Labanタルラク州本部長と運転手。犯人2人を地元警察が逮捕。

トEnrique Zobel、マルコス支持を表明——アヤラ商会当主のJaime Zobelはアキノ派支持に。

16日 トM. Y. Abbas、新たな軍事行動を予告——MNLF(モロ民族解放戦線)改革派(ブンタード派)、もし比への帰国をマルコスが許可しない場合。ミンダナオで。

トマルコス大統領、遊説先で医師の手当て——ダグパン市の演説会場で苦痛訴え応急処置を受ける。

17日 ト選挙委、選挙実施機関の一部を警察軍に委任——PC・INP将兵の任務は、(1)投票所、立会人、投票人の安全確保、(2)任務遂行中の選挙委員会事務局員、役員の安全確保、(3)選挙運動中の候補者、運動員、集会の参加者の安全を保障、(4)CHDF(郷土防衛隊)等自警組織の党派活動を阻止する、にある。

トアキノ派のダバオ集会に30万人——11日のセブ市の集会では25万人が結集。

19日 トシンボ機脚ら教会指導者、第2の教書発表——12月28日に次いでBT紙で選挙委などに公正選挙を呼びかけ。29日第3の教書発表、買収の横行を批難。

20日 ト外国監視団の投票所立入を禁止——選挙委、50人以内の地域に。外国の報道員、カメラマンも同様。

21日 トマルコス夫妻の隠し資産で米下院が公聴会——外交委のアジア太平洋問題小委・ソラーズ委員長：2億㌦以上の不動産所有の動かし難い証拠がある。22日米国務省カルブ報道官：会計検査院が対比経済・食糧横流しを特別監査中。

トPhilsuma、甘蔗農家の債務支払不能——比砂糖マーケティング公社エリザルデ委員長：Nastura(比砂糖貿易公社)の12億㌦の債務を代理返済できない。

23日 トマルコスはゲリラの英雄にあらず——『ニューヨーク・タイムズ』紙：米陸軍調査文書ではマルコスの率いたAng Mga Maharlika(王者たち)なる部隊は米軍第1機甲師団に雇われていたが、同部隊は抗日ゲリラ組織ではなく、禁制品の横流しなど不正をしていました。

29日 トNamfrelは独自に開票速報——選挙委員会との共同開票速報の交渉が決裂。30日付けBD紙報道：選挙委員会は通信会社3社(RCPI, PT & T, Butel)の幹部を集め、選挙結果伝送の排他的使用を要請。

30日 トマルコス、選挙委員会の欠員2人を任命——J. Layosa, R. Agpalo。これで定員9人全員が決定。

## 2月

3日 トアキノ候補の選挙公約——新政権発足100日以内に着手する17項目を発表。制憲会議の招集、比米軍事基地協定、相互防衛条約は1991年まで尊重など。

ト選挙委員会、全軍を選挙の実施機関に代理委任——CHDF を除く国軍を投票所の治安確保などに(1月17日決定をさらに拡大。選挙法では投票人の威圧等は禁止)。

4日 トRAM は選挙後に封じ込む——BD 紙。ペール参謀総長、前週カガヤン・デ・オロ発言：“Kamalayan 86”は違法である、RUC(地域統合司令部)-10次席司令官 R. Calub 大佐(RAM の積極的支持者)は解任した。

5日 ト米国選挙監視団、マニラ着——ルーガー上院外行委員長など20人、10日まで滞在。6日選挙委員会、米国監視団の投票所への立入りを許可。10日ルーガー団長、投票開票の過程で公正な選挙を損う動きを見聞。

7日 ト大統領選挙実施——投票率76.98%(選挙委発表)、投票日死者65人(選挙期間中の死者は116人に)。

8日選挙委、Namfrel に対し別個の集計作業を一時停止するよう要求。9日選挙委の集計センターで最終集計を入力作業中のオペレーター30人が職場放棄、10日選挙委、集計作業を中断。Namfrel は続行。

9日 ト国際監視団、選挙不正があったと表明——共同団長ペストラナ元コロンビア大統領、ヒューム英下院議員：KBL 陣営に買収、脅迫、投票箱すり替えがあった。

10日 ト当選者確定のため議会を開催——与野党による集計委員会を設置。15日議会、与党単独採決でマルコスの当選宣告。マルコス1080万7197票、アキノ929万1761票。トレンチーノ1013万4130票、ラウレル917万3105票。

11日 トレーガン大統領記者会見——比大統領選について：(1)不正の報告を聞いたが確かな証拠はない、(2)不正是両陣営にあったかもしれない。15日レーガン、姿勢転換の声明：与党の不正、暴力で選挙は汚染された。

トE. Javier 前アンティケ州知事殺害——Unido 州委員会委員長。州庁舎前で6人組の男に射殺される。13日容疑者 J. Paloy 警大尉を逮捕。13日葬儀に3000人が参加。

14日 トCBCP、非暴力の抵抗呼びかけ——比カトリック司教會議：マルコスは不正手段で権力の座に就き道徳的基盤もなく国民の忠誠を期待できない。

16日 ト野党勢力は50万人集会——リサール公園で。アキノ夫人、不正選挙に抗議するため、非暴力、不服従の行動計画を発表：(1)大統領就任式の翌26日にゼネスト、(2)マルコスを支持した7銀行の預金引出し、(3)国営放送や政府系新聞のボイコット、(4)電気、水道料金の支払を遅らせる、(5)サンミゲル社製品の不買運動など7項目。

17日 トRAM、軍兵士・警官に対し呼びかけ——BD

紙。不正選挙に反対する民衆への実力行使を拒否せよ。

トハビブ米大統領特使訪比(～22日)——17日マルコス大統領と会談。19日『ワシントン・ポスト』紙報道：特使はマルコス大統領に対し民主改革を行なうと同時に野党と政権をわから合うよう要請、それを受け入れなければ米国の軍事、経済援助を失う事態になろう。

19日 ト米上院、比大統領選結果に不正と非難決議——85対9で可決、選挙は国民の公正な意思を反映していない。20日下院外交委アジア・太平洋小委「フィリピンの民主主義回復法案」を可決：レーガン大統領が合法かつ国民の支持を受けた政権が成立したと議会に報告するまでは、対比援助中の軍事援助を信託基金として凍結、経済開発、人道的援助は非政府機関を通じて行なう。

22日 トエンリレ、ラモス、国防省で記者会見——(午後7時)「マルコスを国軍最高司令官とは認めない」とアギナルド基地に籠城。(午後10時30分)マルコス記者会見：軍の一部による大統領夫妻暗殺計画を防止した。

23日 ト米政府、決起側に共感と声明——(早朝)決起軍の主張に理解と共感を示すと声明文を公表。(午前3時30分)エンリレ2度目の記者会見：アキノは国軍最高司令官、忠誠を誓う。(午前11時15分)アキノ、セブ市でエンリレ等の行動支持を表明。(午後4時)ラウレル Unido 総裁、エンリレ、ラモスと会談し、暫定政権の樹立に向けて協議を続行することで合意。

24日 トマルコス、武力行使発表——(未明)国営テレビを通じ決起派を実力鎮圧と最後通告。(午前6時45分)米政府発表：マルコスが武力を行使したら対比軍事援助を停止する。(午前9時10分)マルコス、非常事態を宣言。(午前10時30分)エンリレ国防相、アキノ、ラウレルを正副大統領とする臨時政府を樹立すると発表。(午後6時30分)米政府、マルコス退陣呼びかけ：平和的な政権交替だけが危機的状況を救うことができる。

25日 トアキノ新大統領、就任宣言——(午前10時40分)クラブ・フィリピーノで。(午前11時50分)マルコス、マラカニアン宮殿で就任宣誓。(午後21時5分)マルコス一家、宮殿からクラーク基地に脱出。26日(午前5時03分)マルコスら一行89人、クラーク基地から出国、米軍機でグアム島に。27日一行はハワイに到着。

トNamfrel、最終集計を公表——BD 紙広告で。全投票所の約70%に相当する6万211の投票所の集計ではアキノ783万5070票、マルコス705万3068票。

26日 トアキノ大統領、新内閣名簿を発表——ラウレル副大統領兼首相の外相兼任、エンリレ国防相など。

27日 ト政治犯39人を釈放——政治犯釈放委員会も設置。28日アキノ大統領、エンリレ国防相にシソン、ブスカイノを含む政治犯411人の釈放を指示。

**3月**

1日 ▶Eugenio Lopez Jr., 米国から帰国——元 *Manila Chronicle* 紙等所有者。2日 H. Alvarez(「N・アキノ運動」代表者)米国から帰国。14日 Manuel Lopez をマニラ電力会社の社長代行に選出とギンゴーナ会計検査院長が表明。

2日 ▶「国民勝利感謝ミサ大集会」に30万人——リサール公園で開催。アキノ大統領発表：(1)ペールら23人の停年すぎの将軍解任、(2)人身保護令停止の廃止。

3日 ▶マルコス一家の不正隠匿資産の押収に着手——フェルナンデス中銀総裁、マルコスのハワイ持出し資産差押えの仮処分を米司法当局に申請したと発表。

▶KBL 幹事会、アキノ政権への協力決定——現行憲法による合法性付与のため。ビラタ前首相発言：KBLはアキノ政権が合法性を得るため現行憲法改正を受け入れてもよい。同幹事会、地方首長の任期に関するピメンテル自治相の命令には KBL 地方首長は従うことなく、次回地方選挙まで現職に留ることとの決議を採択。

▶アキノ政権は「革命政権」——ゴンサレス法相、記者会見で声明：新政権は発足、性格、実体において革命政権である。新政権は73年憲法ではなく、人民の直接行動に正当性をもつ。しかし可能な限り早急に立憲政権への復帰に努力する。

▶地方首長の任期は3月3日で終了——ピメンテル自治相声明：6月30日に任期満了の選出地方公務員に適用。4日ピメンテルの任命した J. Osmena セブ市長の就任を中部セブ市地裁が差し止めの仮処分決定。R. Duterte 現市長の任期は6月30日までである。5日アキノ大統領、現職地方首長等の更迭を承認。対象となるのは74知事、56市長、1519町長、州・町評議員、副知事、副町長、バランガイ評議員、市民議会委員。

▶大統領警備隊(PSC)を縮小——エンリレ国防相声明：5個大隊(1万5000人)を1個大隊に、国家情報公安庁(NISA)は廃止し、国家情報調整庁(NICA)を設置。

5日 ▶J・M・シソン、B・ブスカイノら釈放——同日の政治犯釈放委員会(ナロンガ委員長)の決定によるもの。これですべてに政治犯517人を釈放。

6日 ▶アキノ事件審理にマルコスの圧力——B. Fernandez 公務員犯罪特別検察庁主席検察官声明：ペール他の告訴取下の圧力があった。M. Pamaran 公務員犯罪特別裁判所主席判事は反論：審理は証拠に基づいてなされた。一方同 M. Herrera 次席判事も声明：85年1月12日大統領府で Pamaran 判事、公特検判事がマルコスと会談している。アキノ事件裁判は正義を欠き無効である。

▶選挙委員会の全委員が辞任——V. Savellano 委員

長声明：アキノ大統領が不正選挙の調査を命ずるならばすべての記録、資料を提出する。22日後任委員長代行に Ramon H. Felipe, Jr. を任命。

▶C. Teehankee, 最高裁長官代行に——R. Aquino 長官の辞任による。高裁の38判事は全員が辞任。公務員犯罪特別裁判所の9判事も法相に辞表を提出。

7日 ▶マルコス、原発建設8000万㌦の手数料——同日付『ニューヨーク・タイムズ』紙：76年にウェイチインハウス社から、仲介手数料としてH・ディシニ経由で受領。

10日 ▶A. Dimapolo, 南ラナオ州知事解任——ピメンテル自治相。後任は B. Pangarungan (PDP・Laban ミンダナオ委員長)に。

11日 ▶前議員2人に逮捕命令——エンリレ国防相、A. Pacificador(アンティケ州選出)、D. Dulay(キリノ州選出)を殺人、テロの容疑で。

12日 ▶アキノ政権初閣議——アキノ大統領、革命政権問題に関する委員会を設置(委員長はゴンサレス法相)。

▶マルコス一族、支持者の資産凍結を命令——アキノ大統領、行政命令2号で行政規律委(サロンガ委員長)に外国政府にマルコス夫妻、その代理人の資産凍結、資産隠匿阻止を求める権限を付与。同日、サロンガ渡米。

13日 ▶マルコス、イスに8億㌦の口座——行政規律委当局、調査で判明と言明。25日イス政府、マルコス一家がイス国内に所有する資産を凍結命令。

15日 ▶B・オブレ、新党結成を表明——国会議員14人、州知事2人で「フィリピン国民党」(PNP)を旗上げ。

18日 ▶米政府、マルコス資産文書を引渡し——マルコスが米に携行の文書1500点をサロンガ委員長に。

▶アキノ大統領、人権委員会を設置——委員長に J. Diokno を任命。失踪、殺戮等を調査。

▶KBL 改革派、アキノ政権と連合を討議——KBLの議員73人、連合の形態、条件づくりのため3人委員会(M. Garcia, A. Reyno, J. Zubiri)設置。

19日 ▶政府、石油製品値下げを決定——20日から。ガソリン(レギュラー)は1㍑当り0.25㌦引下げ6.78㌦に、ディーゼル油は同0.46㌦引下げ5.26㌦に、全石油製品平均では同0.50㌦の引下げに。

20日 ▶国営電力公社、電気料金値下げを発表——3月26日から、全国平均で1kWh当り0.05㌦引下げ。

▶陸運局、公共交通の運賃値下げ発表——22日から。バス、ジプニー、タクシーの最低料金0.25㌦引下げに。

22日 ▶共産側に停戦交渉を呼びかけ——大統領比士官学校卒業式で演説。24日 NDF(民族民主戦線)幹部のスメル、政府との対話の席につく用意ありと声明。

25日 ▶アキノ大統領、「暫定憲法」を布告——布告3号。国民議会、首相職は廃止し、大統領に立法権付与。

## 4月

1日 トマルコスは腎臓移植を受けていた——1984年に国立腎臓センターで。保健省高官が確認。

2日 ト米軍基地労働者スト、終結に合意——労働協約の更改で3月21日から基地労働者2万2000人がスト突入。

3日 トオンビン蔵相、初年度重点経済目標を公表——(1)外貨交換比、外貨準備高の安定、(2)インフレ率は10%以下に、(3)金利は希望的には年15~20%に、(4)86年経済成長率は2%、(5)農業を再建し独占を排除、の5点。同蔵相、NEDAの主張するマルコス政権下の一部对外債務返済不履行には反対を表明。

4日 トUnido、オンビン蔵相の辞任要求——R・エスピニャ書記長、同蔵相が社長であったベンゲット社の株式の60%を Benjamin Romuardez が所有していたことが判明したため。5日同蔵相辞意表明、大統領が慰留。

6日 トサンミゲル社の株式3313万株接收——Diaz 行政規律委委員が表明—A. Soriano、III 同社社長らがUCPBに1株100%で株を取得。5月19日、株を差し押え。

トワインバーガー米国防長官訪比——7日アキノと会談。軍事よりも経済に重点を置いた対比協力を表明。

7日 トマルコス一家ら不正利得、贈収賄で告発——マルコス、家族、前閣僚、クロニイら26人へのA. Ordonez 検事総長の告発を行政規律委が受理。28日 Benjamin Romuardez, Alfredo Romuardez の2人を追告発。

8日 トADB、対比特別緊急融資1億ドルを発表——うち5000万ドルはアジア開発基金からのソフトローン。

トF. Peralta、前タルラク知事刺殺——KBL 党員、E. Cojuangco Jr. の盟友で、自宅で襲われたもの。

10日 トMNLFの分派、停戦協定に調印——Bangsa Moro Army 代表の D. Indiana と RUC-12 の R. Gutang 司令官との間で停戦監視機構の設置に。

11日 ト日本国会、マルコス疑惑の特別委設置——両院に「対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会」。23日同委審議開始。

14日 トマルコス忠誠派、国民議会を再開——KBL 派前議員93人、知事、市町長が参加し、Asian Institute of Tourismで開催。イニグスが開会宣言し、4決議を採択、(1)政府は公務員の任期を保障せよ、(2)地方首長等の任期を尊重せよ。(3)国民議会法務委員会は73年憲法改正を検討せよ、(4)ただちに司法職の任期を保障せよ。

15日 ト新駐米大使 E. Pelaez が赴任——元上院議員。駐日大使にはR. Del Rosario 前駐西独大使を任命。

16日 ト食糧庁の特別財源が使途不明に——BD 紙：特別財源の1180万ドルは大統領選直前に T. Tanchanco 前同

庁長官が特別プロジェクトに引き充てた。

トCojuangco の土地交換調査に3人委設置——マセダ天然資源相、国有地1万6000haとE. Cojuangco Jr. の所有地1600haとの不均等な土地交換を完結のため。

ト最高裁、暫定地方首長の任命は合法と判断——全員一致で自由憲法に合致と決定、ピメンテル自治相はアキノ大統領を代行していると支持。

17日 トマルコス忠誠派、体制立直しに——KBL 地方代表者会議で、トレントーノを名誉総裁、イニグスを暫定党首に選出。18日 PNP の議員36人は KBL から独立を表明。最終決定はオブレ暫定党首に一任。

18日 ト暫定地方首長の任命期限を延長——4月30日を5月半ばまで。22日政府発表ではすでに74州、2準州の知事の中58人、76副知事の中39人、60市町長の中40人、60副市長の中16人、1523町長の中650人、1523副町長の中450人を更迭、暫定首長を任命した。

21日 トIMF スタンドバイ・クレジットは新規設定に——中銀総裁確認。18次の第5、6回目トランシェの計2億1200万SDRは19次に。1987~90年満期到来分の債務繰越しあは括交渉で、60~70億ドルに。

ト行政規律委、クロニイ所有の2紙を接收——M. Batista 委員、Philippine Daily Express, Philippine News Herald の資産接收を宣言。

22日 トミンダナオ連邦共和国独立計画に警告——ゴンサレス法相：「ミンダナオ人民民主主義運動」(MPDM, R・カノイ代表)が25日予定の連邦共和国独立500人集会および憲法草案の起草者には反乱罪または反乱煽動罪を適用する。23日ラモス参謀総長が宣言：カノイが独立計画を前進させたら逮捕する。28日ミトラ農相、次官に前議員 R. Marcial (北ダバオ Unido) を任命と発表。

23日 ト大統領、憲法制定委員会法を布告——布告9号。

24日 ト2月政変時の2大佐、准将に昇格——J. Almonte (参謀本部作戦次長)、A. Sotelo (第15空攻撃隊)。

ト6カ月ストライキ・モラトリアムを提唱——アキノ大統領、労働運動指導者に対し、経済再建のため6カ月間ストライキの自粛を呼びかけ。5月1日付け BD 紙、TUCP (E. Herrera 書記長)、KMU (R. Olania 議長)、スト権は労働者の権利であるとアキノ提案を拒否。

26日 トDimaporo 支持者80人、南ラナオ州府舎を攻撃——政府軍は砲撃で応戦、25分間交戦。政府軍4人が死亡。夜、Dimaporo 側支持者に帰宅呼びかけ事態終息。

29日 トミンダナオの3知事、更迭に反対——バシラン、スル、タウイタウイの各州知事、暫定首長に明渡し拒否。

30日 トアキノ大統領、新政権の経済目標を公表——第19回 ADB 年次総会で演説、(1)大量貧困の解消、(2)雇用の創出、(3)開発成果の公正な配分の3目標。

## 5月

1日 ▶メーデーの集会で乱闘——米大使館前でアキノ派と、マルコス忠誠派が衝突。少年1人死亡、100人が負傷。3日アキノ大統領、警備責任を問い合わせ西部警察署長N. Cabrera准将を解任、後任はA. Lim准将。

▶ラモス、カガヤンに戦闘機の出動を命令——NPAが重装備で攻勢をかけたためT-28型機の出動を準備。ミソン副参謀長談：カガヤンに戦闘機を出動するのは初めて。6日T-28型機3機、NPA隠れ家を急襲。

▶アキノ大統領、労働法の全面改正を発表——(1)ピケ通りに警察力行使の禁止、(2)スト権確立は労働者の過半数の投票で確立(現行は3分の2)、(3)組合役員解雇の場合15日前までのスト通告を要しない、など。

▶暫定地方首長の任命で公平を要求——Unido、LPサロンガ派の代表がピメンテル自治相に。ピメンテル、PDP派の暫定首長は知事11人、市長10人で、Unidoは知事54人、市長36人であると説明。3日ピメンテル、暫定首長の任命は4人委(ラウレル、クエンコ、サロンガ、ピメンテル)により行なわれてきたと反論。

4日 ▶ラウレル、マルコスの米滞在を希望——記者会見で発言。理由として、(1)比政府は隠匿資産取戻しのため米司法当局に訴訟をおこしている、(2)マルコスは隠匿資産を使い政権不安定化を策略している。しかしレーガン政権はマルコス追放を望んでおり、比政府にマルコスのパスポート失効の再考を要請してきた。

7日 ▶NFA、36万㌧の米超過輸入を確認——85年の輸入量実績は56万㌧に。E・オン食糧庁長官：適正輸入量は20万㌧であった。

▶R・ベネディクト名義のマルコス資産を接收——行政規律委、18会社、事務所ビル1棟、船舶11隻を接收。

8日 ▶シェルツ米国務長官訪比——9日まで滞在。アキノ大統領と会談、2億㌦の援助資金供与を約束。

9日 ▶ミトラ農相、アルバレス農地改革相発言に反対——農地改革の対象を砂糖収、ココナツに拡大するとの発言に対し、(1)現行の米、とうもろこしの農地改革計画の完遂、(2)遊休農地の利用、を優先させるべきである。

12日 ▶制憲委、第2次被指名者の610人を公表——計917人に。オブレ、PNPは制憲委に参加と発言。トレーナー、制憲委をボイコットと発言：(1)専門家を選挙で選出すべきである、(2)自分が指名されても辞退する。

15日 ▶アキノ大統領、遊休砂糖収の処分を指示——PNB担保の西ネグロス州の9000haの農地を農業労働者、ゲリラ投降者らに低利ローン付きで売却に。

16日 ▶Dimaporo所有の銃器の押収を命令——エンリレ国防相、RUC-12司令官、Gutang准将に南ラナオ州

内の3個所の訓練基地の解散を命令。同基地で3000人の私兵団“Barracuda”を訓練中。

19日 ▶ミランダ広場事件の究明は人権委に——ラモス参謀総長がエンリレ国防相に勧告。

20日 ▶オブレ、制憲委員会法の修正を要請——アキノ大統領に対し、新憲法承認後の最初の総選挙、地方選挙に制憲委員会委員の立候補を認めよ。

▶J・シソン、国軍内部の派閥を指摘——3派閥が存在：(1)エンリレ・ラモス・RAM派、(2)マルコス派、(3)アキノ派で、うちエンリレ・ラモス派が主流でアキノ大統領の政治権力からは事実上自立している。

21日 ▶国軍汚職防止委員会、44将軍らを召喚——M. Flores委員長(元中将)発表：行政規律委から提出された名簿に基づき、不明朗な資産を調査する。

▶石油製品さらに値下げ——同日からガソリン(レギュラー)は1㍑当り0.25㌦、引下げ6.53㌦に、ディーゼル油は同0.50㌦、引下げ4.76㌦と、石油製品平均では0.50㌦、引下げ。1月から三度の引下げで計1.70㌦引下げに。

▶マニラ電力会社も料金引下げ——7月分から1kWh当り0.50㌦、引下げ6.94㌦に。

22日 ▶最高裁、アキノ政権の合法性を認める——新政権は1973年憲法に基づき発足せず違憲である、との申立て3件を11判事全員一致で却下。政権の合法性は裁判所が決定すべき問題でなく、政治の分野に属すると判断。

23日 ▶都市ゲリラ、一部表面に——BD紙。“Sandatahang Mandirigma sa Kalunsuran para sa Kalayaan ng Bayan”(民族解放都市武装闘争団)の名称で、民主社会主義を標榜し、アキノ政権を状況次第で支持。正規ゲリラは23人、非武装民兵は950人。

▶アキノ大統領、ダバオに——市内の修道院でNPA168人と会談。24日セブ市に。

25日 ▶アキノ大統領、制憲委委員44人任命——26日5委員を追加任命、29日追加任命のAlmendras前議員は辞退：次回総選挙または知事選出馬が支持者への義務。

▶ホーク豪首相、訪比——26日アキノ大統領と会談、対比援助は50%増の年2500万豪㌦に。

▶2月革命記念式典開催——アギナルド基地で「EDS A英雄達の再会」に3万人が参加。

26日 ▶マニラ首都圏のバス運転手スト——首都圏の南北交通路線は麻痺に。国家警察軍は軍用トラックを動員し無料輸送を行なう。27日スト終結。

29日 ▶オブレ制憲委委員の資格に疑義提示——NAJD Dタニーダ代表が言明：労相在職中に公金を横領しており、会計検査院、行政規律委にも調査を要請する。6月3日制憲委、ザレミエント委員(NAJFD委員長)のオブレら4人の資格喪失申立てを却下。

## 6月

2日 ト制憲委員会発足——C. Muñoz Palma 女史を議長に、15分科委員会から構成。6日17分科会に拡大。

トKBLは全野党の傘組織に——PNA報道。イニゲスKBL委員長代行が発表。全国12地域の支部長を公表。

3日 トラウレル副大統領来日——4日中曾根首相と会談：日本の対比円借款は今後フィリピン外務省で扱う。

4日 ト共産勢力には権力奪取の実力なし——エンリレ国防相が宣言：CPP・NPAは近い将来本格的内戦状態にもち込み、政府と対峙するだけの力はない。彼らの当面の目標は次の3点。(1)武装勢力の強化、(2)党建設、(3)フロント組織の拡大。またアキノ政権の国民和解政策への対応を全国、地方レベルで討議中である。

5日 トマルコス忠誠派、親アキノ政権企業閉鎖を画策——軍当局発表：ストライキ、サボタージュを煽動し、背後に旧PSC(大統領警備隊)、NISA(国家情報公安庁)の退役、現役軍人109人、地方政治家39人がおり、民間人活動家は103人で、うち13人は興業界。

トD・ブスカイノ、国軍指導部を批判——タルラク市での農民、学生らとの対話集会で、(1)軍、警察による人権抑圧に対し、人権委はアムネスティを与えるな、(2)エンリレ、ラモスはアキノ大統領の国民和解政策をサボタージュで妨害している、(3)停戦、和解を意味あるものとすべく軍は交戦地域から撤退せよ。

ト共産側停戦交渉の代表はS・オカンボ——アキノ大統領、受入れを発表。26日政府側代表にはミトラ農相、J・ディオクノ人権委委員長を任命。アキノ大統領、共産勢力との連合を否定。

6日 トCPP指導部更迭——AP電。CPP機関紙 *Ang Bayan*(5月号)は前回大統領選ボイコットの戦術は失敗と批判。同日付 *Philippine Daily Inquirer*紙、ボイコット指導のR・サラス CPP議長、R・バイロシス書記長は解任と報道。7月5日 *Manila Bulletin*紙、軍高官の発言：サラスの後任はB・ティアムソン(東部ビサヤ地区委員長)、バイロシスの後任はT・カピグサン(北部ルソン地区委員長)。

ト最高裁、アキノ事件再審問題小委を設置——元最高裁判事3人で構成(バスケス委)、アキノ事件証拠隠蔽工作に關し事実調査。16日初公聴会、公務員犯罪特別検察庁Herrera次席検事の証言：マルコスは昨年6月10日公特裁主席判事、公特検3検事を招集し26被告全員無罪判決を出すべく圧力をかけた。7月16日証人調べを終了。

10日 ト行政規律委、14億5900万ペソの資産接収——政権発足から100日間で、218社がこれに関与していた。

11日 トマルコス、21億ペソ返還を表明——BD紙。5月

19~23日マルコスの弁護士 J. David がホノルルでマルコス夫妻と会見：(1)歴史に名を残し、心の安らぎを得たい、(2)30億ペソ相当の資産所有が認められ、(3)帰国できるなら全てを失ってもよい。11日アロヨ官房長官声明：マルコスの21億ペソ返還申出は考慮の外である。

15日 トA・アキノ、バルウェグ神父と会談——CPLA(コルディリア人民解放軍)との和平問題で。PNA報道。セブのビダル枢機卿は、バルウェグとの対話をやめようと警告：降服者に対するアムネスティ、社会復帰の明白な政策が提示されるまでは対話をするな。

16日 トDimaporo派と休戦協定成立——A. Dimaporo、RUC-12のGutang准将との間でエンリレ提案の条件で合意。(1)双方で南ラナオ州内のCHDFの保持する武器点検の小委を設置、(2)現行のCHDFの勢力は削減しない、(3)双方の宣伝戦は停止する。

17日 ト北京でラウレル・鄧小平会談——中国側、中国共産党はCPPとの一切の関係を断っていると言明。

ト全国知事・市長連盟、CHDF解散を要請——アキノ大統領に対し。同連盟会長にB. Guia パンパンガ州知事を選出。29日同会長、文書でビメンテル自治相に要請：(1)副市長、市民議会委員の任命を急げ、(2)非協力的マルコス派の現職の副市長等の妨害で行政効率が低下した。

18日 トエンリレ国防相、閣議中途退席——19日アキノ大統領、エンリレのクーデタの噂を一蹴：エンリレとの不和はなく、アキノ政権を引き裂くマルコス忠誠派の宣伝である。エンリレ、北イロコス州パワイの地域治安会議でバルウェグ神父の報奨金を20万ペソに引上げ発表。

トNDFリーダー、報道記者とインタビュー——ビコール地方山中で。民族民主戦線側はA・スマル、S・オカンボ、P・ルネタの3人。停戦協定が成立した後の、NDFの最終目標は現政権への政治参加である。

23日 ト第19回ASEAN定期外相会議開催——マニラで24日まで。26、27日拡大外相会議。26日アキノ大統領、同拡大会議出席の安倍外相、シェルツ米国務長官と会見。シェルツ長官は同日ラウレル副大統領と経済支援基金2億ペソ供与協定に調印。

26日 トアキノ、CHDF解散の検討を指示——7月第3週まで大統領に報告せよ。参謀総長声明：(1)規律の悪いCHDFは解体する、(2)継続的、集中的訓練により資質の向上をはかる、(3)整理されるものは20%と推測。

30日 トCPP、平和交渉の方式を提示——2段階で第1段階で停戦交渉のための10項目、第2段階での政治課題要求の11項目を要求。RAMはCPP提案に反対：ゲリラ側の武装解除が優先するとして。

トエンリレ、UCPB会長職を辞任——すでに行政規律委が株式の94.4%を取得。後任会長はRamon Sy。

## 7月

1日 ▶アキノ、リー・クアンユー会談——3日リー首相、マニラで記念会見：東南アジアの軍事バランス保持のため、在比米軍基地の存続を希望。

2日 ▶比ココナツ庁の現役軍人は辞任せ——BD紙、4軍人、辞任説を否定。F. Dueñas Jr. 大佐(長官), E. Gador 少佐(副長官), R. Floria 中佐(生産開発部長), R. Roderos 大尉(市場開発部長)。

▶停戦準備交渉開始——場所未公表。ミトラ政府代表、NDF代表の使者3人と協議。政府側は、(1)軍人は同行しない、(2)電話監視はしない、(3)7日までに議題、時間、場所を発表すると保障。

▶輸出税を廃止に——材木を除きただちに発効。政府の歳入減は年13億ペソ。

3日 ▶マニラ国際空港の関税徴収額増加——86年4~6月で3億5969万ペソと前年同期比45%増。

4日 ▶米大使館前で反米集会——Bayan(新民族主義者同盟), Atom(8月21日運動), LFS(比学生同盟)ら5000人。警察当局、催涙ガス等で実力解散に。

6日 ▶トレンチーノ元外相、大統領代行就任宣誓——(午後5時)マニラホテルで。(同7時)5閣僚を任命：エンリレ国防相, M・コリヤンテス外相, R・レクト法相, I・ロドリゲス(自治相), M・アルバ予算相。(夜)武装正規軍兵士300人、マニラホテルを占拠。

▶トレンチーノ、ホテル内で記者会見——国民議会を招集し、早急に地方選挙を実施せよ。

▶エンリレ、国防省で記者会見——私はアキノ政権閣僚の1人であり、職を探していない。

▶エンリレ国防相、2ラジオ局の放送中止を命令——DZME, DZECは同国防相の寝返りを放送したとして。

▶トレンチーノに対し、反乱罪の刑事訴追を指示——(午後8時30分)アキノ、カガヤン・デ・オロで。

7日 ▶エンリレ国防相、占拠兵士に投降呼びかけ——(午後3時)24時間以内に投降すれば、現役、退役を問わず処罰せず。

▶トレンチーノ、イレト国防次官と会談——(午後6時)陸軍・海軍将校クラブで合意：8日朝5時半に(1)ホテルから支持者を自動的に退去させる、(2)政府軍は包囲を解く。8日(午後6時)ホテルから全員退去。

▶反乱主謀者に騒乱罪適用を検討中——ゴンサレス法相、閣議後司法記者の質問に答えて。

8日 ▶投降兵士を免責に——兵士76人、ボニファシオ基地で腕立て伏せ30回で、残りの兵士67人、将校10人はラモス参謀総長に顛末を報告後、免責に。

9日 ▶マニラホテル占拠事件の処理で方針決定——ア

キノ大統領：(1)事件主謀者の政治家、軍人に自由憲法(暫定憲法)への忠誠の宣誓を要求、(2)マルコス忠誠派のデモ、集会を禁止、(3)マルコス忠誠派25人の出国禁止。

10日 ▶共産ゲリラの武装正規兵は2万2500人に増大——APワシントン発。アーミティージ国防次官補が声明：比の共産攻勢は強まっている。

11日 ▶修道女10人が誘拐——南ラナオ州マラウイ市で。身代金200万ペソ、トリボリ協定の実施を要求。17日解放。13日同市で米人宣教師誘拐される。18日解放。

14日 ▶4省庁の廃止、9局の新設、11省等の再編を勧告——BD紙。行政改革委が大統領に勧告。廃止勧告の4省庁は、居住環境省、情報省、観光省、総務庁。

▶最高裁、北ネグロス州新設は違憲と判決——11判事全員一致で。国民投票に分割元の西ネグロス州住民が参加してないとして。24日同州暫定知事、存続を要請。

15日 ▶行政規律委、第1回公聴会——汗職防止法違反などで告発されたマルコス一族らに対する公聴会。政府、証拠提出が未完了で審理延期を申立て、弁護側も同意。

17日 ▶アキノ大統領、政治的表現の自由を保障——前政権の大統領令33号(政府転覆等を意図する文書類の印刷、所有、配布の禁止)は廃棄に。

▶スイスに預金の2億1300万ペソは比政府に——アキノ政権弁護士、マルコス側弁護士と返還で暫定合意。21日ダサ行政規律委員、マルコスの預金は8億3000万ペソと説明。

▶アルフォンシン・アルゼンチン大統領訪比——19日まで滞在。18日アキノと両国の累積債務問題を協議。

18日 ▶通貨委、対外債務の株式化を承認——オンビン蔵相声明：この計画で対外債務残高260億ペソのうち140億ペソを直接投資に転換。24日中銀、回状発行。

21日 ▶アキノ、経済界は投資を控えていると批難——マニラホテルで開催の商工会議所合同会議で演説。

25日 ▶アキノ大統領、8将軍、1大佐の退任発表——うち5将軍、1大佐はラモス参謀総長の勧告で強制退任：P. Vasquez, P. Alcantara, A. Parafox, J. Alfonzo, T. Cruz の各准将、H. Sevano 大佐。

28日 ▶トレンチーノら41人、反乱罪容疑で書類送検——西部警察署、政治家26人、軍人15人をマニラ市検察に。30日マニラ市検察、まずトレンチーノら10人に召喚状発行。8月1日ゴンサレス法相、軍人10人を憲法に宣誓したとの証明書が軍から発行されたとし暫定免訴に。

▶国軍、自由憲法への全将兵の宣誓式実施——全国の基地で。J・スメル准将らマニラホテル占拠の将校も。

31日 ▶特別裁判所のアキノ事件裁判は誤審と勧告——バスケス委、正当な審理手続を経ていないとして最高裁に誤審宣告を出すべく勧告。

## 8月

4日 ト中銀、金融緩和策に着手——商銀の準備率を21%に引き下げる(現行22%)。9億5000万\$の融資可能額増に。

5日 ト停戦交渉、正式開始——政府側代表はミトラ農相、共産側はオカンボ(NDF議長)、スメル(NDFスポーツマン)。マニラ着都圏で3時間半。ミトラ発表:(1)両者は単なる停戦交渉ではなく和平交渉であると合意、(2)しかし実際には停戦について1時間強交渉、(3)共産側は恒久和平に真の土地改革を含むと主張。6日エンリレ国防相、国軍はいかなる和平協定も遵守すると言明。

ト政治家ら2人を追加告発——マニラホテル占拠事件で、M・アルバ前予算、S・クエバス前最高裁判事。これで告発されたのは43人に。

トカラオ、グリーン・カードの返上を提唱——LPカラオ派党首が要請:米国滞在許可証を所持する公務員は辞職し、海外での投資を中止すべきである。

6日 トアキノ、国家安全保障会議を復活——議長にアキノ、他の5委員は副大統領、国防相、参謀総長、法相、官房長官。

7日 ト共産ゲリラ、軍への浸透を画策中——RUCH-4 R. Padilla准将が宣言:彼らの主要目標は軍内派閥への浸透でとくにThe Guardians(マニラホテル占拠事件に参加した軍内非エリート集団でマルコス支持)に接近中。

8日 トアキノ外遊中、閣僚の一部を解任する——ラウエル副大統領、セブで記者会見:(1)大統領外遊中は自分が大統領職を代行する、(2)好ましくない閣僚はすべて解任する。12日大統領、行政命令4号を布告:(大統領外遊中の)副大統領の権限は大統領の出席を必要とする社会的行事および外交上の儀礼的行事に限られる。

11日 ト政府部内にCPP党员——エンリレが警告:ココナツ庁、特殊問題センター、居住環境省の部局に。12日政府、5人の氏名公表。全員マルコス政権下の政治犯。

ト比政府、IMFに趣意書を提出——オンビン蔵相記者会見、7月から18カ月間を対象とする19次スタンドバイ・クレジット1億9800万SDR、補償融資制度2億2400万SDRを要請。

12日 トアキノ事件裁判再審開始は遅れる——被告弁護士、最高裁にバスケス委報告に対する意見表明の20日間延期を申請、11日の締切りまでに2被告が同報告に反対。

13日 トマニラ首都圏知事、自治相を批判——J. Lina知事:首都圏のバランガイ評議員更迭でピメンテル自治相はマニラ首都圏行政委の同評議員任命権(国民議会法律37号による)を無視した。

14日 トマルコス忠誠派、クーデタ計画——エンリレ国防相が公表:軍情報部報告では、(1)アキノ外遊前後に大

統領府を占拠、(2)正副大統領、エンリレ、ラモス、40人の主要閣僚、軍人らを武装集団が誘拐、マルコス前大統領が帰国するまで人質にする。

16日 ト占拠事件被告の弁護人F. Lotaが射殺される。

18日 トスト、ロックアウト増加——BD紙。1~7月で387件(前年同期比4.3%増)、労働・雇用省調べ。

ト民族派11委員、制憲委審議をボイコット——経済政策原則条項で外国製品との競争からの「絶対的保護」を要求して。23日公益事業の外資参加比率条項を全体会議で採択したことに対し抗議し6委員が辞意表明、27日5委員が辞意撤回、復帰を表明。

19日 トNPロイ派からNP新派閥発足——NPカエタノ派。R・カエタノ幹事長代行、記者会見で基本方針を説明:(1)アキノ政権を承認するが、KBLとの協力も否定せず、(2)武装闘争を放棄すれば共産党合法化は認める、(3)制憲委に参加のオフレラPNPとは連合せず、(4)同派総裁にエンリレの就任を期待する。20日エンリレ、総裁就任を否定:自分はいかなる政治党派にも属さない。

21日 トルソン島で大停電——アキノ元上院議員暗殺3周年記念日に、バギオ以南で6時間。政府軍は警戒態勢。

22日 トE. Tantoco前駐パチカン大使、伊で逮捕——武器密輸容疑で。Glicerio夫人もマルコス派の要人。

23日 ト政府所有の商銀5行、処分の方針——BD紙。世銀の経済再建融資3億\$の条件として。

24日 トアキノ大統領、インドネシア訪問——25日貿易協定、事故航空機探索協力に関する了解覚書調印に合意。

25日 トマルコスの滞在許可を1年延長——米移民帰化局、87年8月25日まで。

26日 トアキノ、シンガポール着——シンガポール商工会議所連盟で演説:実業界に対比投資を勧誘。27日帰国。

27日 トラウエル元下院議長、NP統一を呼びかけ——Unidoと旧KBL各派がNPラウエルJr.の旗の下に。

29日 トNPA伏撃で国軍兵士15人死亡——北ダバオ州で。大統領、ミトラ農相にNDF交渉委員との接触指示。

トペール前参謀総長、サバ滞在か——MB紙。エンリレ国防相、この報告を確認:(1)6月初め2週間ブルネイに滞在し、マルコス忠誠派と会った。(2)レバノン人の偽名でサバに滞在し、8月19日米国に向け発った。

30日 ト人民党結成大会開催——31日まで比文化センターで。中央執行委25人、代議委300人を選出。議長にR・オラリア、副議長にR・アルセ、全国書記長にW・アシス、同副にC・ベルトランを選出。

31日 トLPサロンガ派、LP再建全国運動開始——15項目のLP再建計画を採択。サロンガが國務に多忙のため、J. Roxas元LP総裁のG. Roxas夫人を座長とする運営委員が党活動に。

9月

1日 トレンチーノら33人を不起訴処分に——ゴンザレス法相マニラ市検察局に命令。最後まで自由憲法に宣誓拒否していた7人も国家に対する忠誠、現政権を認めたとして。これで占拠事件に関与した全員を不起訴に。

ト中銀、再割引き率を1%引下げ——11.75%に。

3日 A・ビリヤドリッド次席スポーツマネージャー——6日T・ベニグノ前 AFP マニラ支局長を報道官に。

エンリレ国防相、和平交渉で意見表明——停戦交渉の結果は、(1)領土の一部で主権放棄、(2)政治的、軍事的にNDF・CPP・NPAに支配される地域の存在を認める、(3)軍、警察以外の勢力が合法的に武装する地域を認める、ことになる。

4日 労働次官にF・ドリロンを任命——ECOP(比経営者連盟)副会長から転出。サンチャス労相の労組寄り政策に批判的。

5日 アキノ、MNLFミスワリ議長と会談——スル州ホロ市で。(1)ミンダナオ停戦交渉継続中は交戦の停止に合意、(2)双方は代理人を任命：政府側はJ. Magno少将、B. Aquino、MNLF側はAbdul Sahrin准将、Ustadz Shariff Jainal Jale。

6日 NDFと第2回停戦交渉開催——政府側、NDFに30日間停戦を提案。8日NDF、政府側提案を拒否、停戦の仕組み、安全確保を優先させよと主張。

7日 全裁判官の30%の解任を大統領に勧告——法相、セブの比法曹連盟で発表：5カ月にわたり判事、検事評定委員会で審査した結果である。

8日 サンチャス労相、労働基準検査開始を指示——賃金、職場安全、健康管理について。対象地域はマニラ首都圏、地域III、地域IV。1979年8月以来停止中。

共産側の行動に沈黙する閣僚がいると批判——エンリレ国防相、国軍集会で演説：自分が“Rambo”となつても彼らはかまわないのか。11日ビメンテル自治相、エンリレとCIAを批難——(1)エンリレは停戦交渉に反対ならば閣僚を辞任すべきである、(2)エンリレ発言はワインバーガー路線と同じで、米はCIAを通じ内政干渉をしている。

9日 シンボル機脚、共産勢力対策アキノ支持——セブで、和平交渉の席につくことを否定せずと言明。

10日 NPA同調者350人が投降——セブ州カソカンで。7日には同州タリサイでNPA幹部1人が投降。

国家安全保障会議開催——委員を拡大し12人に。追加任命の6人は、文相、労相、蔵相、自治相、予算相、報道官。内容は公表されず。

11日 LPカラオ派も党再建に始動——「Balik Liberal

運動」に元下院議長のC. Villarealを担ぎ出し。

アキノ訪米中の大統領事務取扱はアロヨ官房長官に。

12日 自治相、3暫定知事の解任を発表——身晶眞で。72時以内に弁明しないと解任。B. Ligot(カガヤン)、R. Padilla(北ハマリネス)、B. Tupas(アクラン)。13日 Tupas、Padilla、自治相に反論、法廷で陳述すると表明。

最高裁、アキノ裁判再審を決定——公務員犯罪特別裁判所の審理は正当な裁判手続を欠いたとのバスケス委勧告を支持。13日同裁判は公特裁で再審と決定。16日公特裁、アキノ事件被告26人の身柄拘置を命ぜ。

13日 CPLAと停戦協定に調印——バルウェグ神父、アキノ大統領との会見で。15日 CPP幹部、同神父を批難：事実上の投降であり彼らは合法的な軍事組織となった。

14日 MILF、アキノ・ミスワリ会談に反対——モロ・イスラム解放戦線支持者コタバトで1万5000人集会。20日 Salamat Hashim MILF議長、M. Tamano外務次官と会談、MNLFの停戦協定は受け入れ拒否。

15日 アキノ訪米に出発——16日世銀総裁、IMF専務理事と会談、17日レーガンと会談、18日米議会で演説、同日米下院対比2億㌦の経済援助を可決。25日帰国。

ト中銀貸出し急増——対政府金融機関貸出し、1~6月で841億7920万㌦、(前年同期比63.4%増)。

16日 5億6070万㌦、相当の粗糖在庫行先不明——砂糖統制局高官が発表。1984/85作物年度は帳簿上入庫は224万㌧、現実には37万㌧(1㌧=63.25kg)。

17日 アキノ事件再審で新たに8人を告発——特別検察庁が公表。2前閣僚、2退役将軍、4軍人。

18日 労使関係に関するガイドラインを設定——サンチャス労相。(1)被雇用者の20%以上で組合登録、(2)スト権確立は過半数の賛成で(現行は3分の2)、(3)労組役員解雇に際しては15日間のスト冷却期間を無視できる。

27日 NDF、30日間暫定停戦に對案を提示——停戦違反監視委員会の設置など。同日アロヨ官房長官、NDF提案を歓迎と言明。29日ミトラ政府代表、停戦協定は今週末までに作成されようと樂観的見通しを表明。

29日 対ゲリラ、レンジャー部隊を強化中——BD紙。陸軍第1偵察レンジャー連隊の強化で兵站支援が容易に。

ト穀米の政府買上価格は据置きに——ミトラ農業食糧相、8日26日の1kg3.0㌦に引下げ発表は撤回。

30日 R・サラス CPP最高幹部を逮捕——国軍スポーツマン発表。マニラ市内で、妻と運転手も同時に。同日NDF側弁護士記者会見：サラスはNDF交渉委員の顧問、他の2人は連絡役であり安全通行保障の対象となっている。

トA・ソテロ准将、空軍司令官に——9将軍が辞任、ミソン副参謀長、カニエソ陸軍司令官は停年延長に。

## 10月

1日 ト人権委、戦略村作戦中止を要請——J. Reyes 委員長代行、ケソン州2町の実情をラモス参謀総長宛打電。

2日 トカビテ州の14暫定首長、一齊辞任——任期の保障がなく、抜打ち解任の不安で。1日南イロコス州では6暫定首長が町庁舎に強行着任し、1人は阻止される。

トサラスら3人、反乱罪で起訴——司法当局、マニラ地方裁判所に起訴。NDF交渉委員、記者会見でサラスらの釈放は和平交渉の前提条件であると主張。

トサラスは仲間に裏切られた——国防相補佐官発言：内部闘争で強硬派が裏切られ、政治路線派が台頭。

3日 ト米上院、2億㌦の対比経済援助を可決。

6日 トエンリレ、停戦交渉に不満を表明——共産側との交戦は長期化、激化を辿り、和平交渉は無益である。

7日 ト共産ゲリラ、600人の内部処分——RUC-10司令官、M. Adalem 准将、ミンダナオ司令官会議で発表：今年初めから開始され、東ミサミス州で100人。20日付『ニュース・ウィーク』誌インタビューでオカンボ、処刑者は60人と発言。

トサラス、アキノ事件関与を否定——特別検察官ゴンサレス検事との面会で発言。8日同検事記者会見：アキノ事件被告弁護側の論拠を否定すべく、サラスを同事件再審裁判に証人喚問の可能性あり。

8日 ト閣議、ラモス勧告の共産ゲリラ対策6項目を承認——(1)軍事予算を増額し86年度は106億㌦(前年比19.8%増)、(2)ゲリラ投降者の免責、社会復帰、(3)目的、優先度、人員配置を考慮した総合戦略設定、(4)国家安全保障会議事務局の中立、(5)回教徒、コルディレラ地区の民生安定、(6)ミンダナオ地区の情宣、対話活動の強化。

9日 Bayan、共産ゲリラ対策6項目は反国民的であると再検討を大統領に要請。

9日 トMNLFは政府軍と共にNPAと闘う——BD紙。ミスワリ議長は決意を深めたと信頼できる筋が発言。

ト回教徒ゲリラの各分派、政府とMNLFの和平会談を批判——BD紙。BMIP(Bangsa Moro Islamic Party)のFirdausi Abbas 議長が MILF および MNLF 改革派と共に警告：リビアがミンダナオ独立を認めたら内乱になり3カ月以内に第2のベイルートとなる。

12日 ト制憲委、新憲法草案を採択——賛成44、反対2、病欠1。15日制憲委、新憲法草案を大統領に提出。

13日 トエンリレ国防相、拡大国家安全保障会議を提唱——アギナルド基地で演説：(1)同会議参加閣僚を拡充し、総合ゲリラ対策を提唱、(2)軍は足かせをかけられている、(3)EDSA革命なくして現政府は存在せず。

トKMUは新憲法草案に反対——R・オラリア議長：

新憲法は労働者の権利保障に不十分。

14日 トマルコス忠誠派兵士120人、国軍に復帰——BD紙。RUC-1 司令官、J・de la Cruz 准将、ラワグ市での軍式典で、前大統領警備隊兵を受け入れ。

ト最高裁、サラス夫人、護衛の2人の釈放を命令——人身保護令の適用申請取下げを条件に、保釈金なし、反乱罪で起訴されたまま。オルドネス検事総長、釈放は人道的判断によると記者団に説明。

トエンリレ国防相、2度目の閣議欠席——比歯科医組合で演説：(1)国防省の議案がなく欠席した、(2)共産ゲリラとの交渉中は政府の取引上の立場を強めよ、(3)サラス夫人ら2人の釈放は最高裁の決定に従う、(4)私は私兵を必要としない、(5)私の政治信条は私自身である。

15日 ト共産側は外国からの援助を受入れ——CPPセブ地区スポーツマンら記者会見：(1)国内調達に限度があり外国からの精神的、資金的、物質的援助を求めている、(2)新憲法草案に対する立場は未決定である。

トアキノ事件への共同謀議を否定——アスピラス前観光相、シングソン航空局長の2人、特別検察庁に抗告供述書提出：事件当日はビラモール空軍基地にいた。

16日 トNP(カエタノ派)、新憲法草案に反対——(1)現大統領の再任禁止条項がなく不明朗、(2)非核兵器条項は米軍基地反対の表現である。

トアキノ事件再審でさらに23人に反対証拠提出命令——特別検察官、Oscar Canlas 大佐ら軍人14人を含む公務員に。これで同事件で新たに32人が検察の捜査に。

トビメンテル自治相、エンリレの辞任要求——17日ゴンサレス法相も辞任要求、18日エンリレ国防相、連合政権は参加する閣僚の辞任で崩壊すると反論。

17日 トアキノ、NDFバナイ島指導部2人と会談——同島の停戦交渉継続に合意。同日アキノ、イロイロ市で10将軍の昇格を発表。定数120人、69人をすでに任命。

トエンリレ、セブで停戦交渉批判の演説——共産側は即時停戦を期待する根拠が事実上ないとしている。彼らを合法化すれば、政権への連合を要求しよう(10月20日付『ニュース・ウィーク』誌のオカンボ発言を引用して)。

18日 トNDFとの停戦交渉再開——停戦に向け交渉継続に合意。NDF側はサラスの釈放を要求。

19日 トエンリレ、セブの反共集会で演説——地元役人による同種の集会開催拒否に警告：(1)マルコス独裁よりも悪質な共産主義独裁が生れつつある。(2)自分はマルコス忠誠派ではない、マルコスを追放したのは自分である。

20日 トALF、IGLFの中銀貸出し金利引下げ——通貨委発表。農業融資基金は年11.31%(現行12.8%)に(発効10月1日)、産業保障融資基金の中小工業向け中長期融資は19%(現行23%)に(同10月3日)。

トケソン市内の水道管で爆弾——24日マカチ地区のハンバーガー店で、25日モンドラゴンビルで爆発事件。

トラウレル、ジャカルタ行きを中止——ASEAN・EC外相会議にはJ. Ingles外務次官が出席。

21日 トアキノ・エンリレ会談——アンガラUP総長自宅で。ラウレル、ラモス、コンセプシオン商工相、ロクシン特別顧問、アンガラも同席。席上エンリレ側から出された項目は、(1)停戦に期限をつける、(2)軍と民間が協調した対共総合政策の採択、(3)不適格な暫定地方首長の更迭、(4)左派寄り8閣僚の更迭。15日付けラウレル経由の大統領提出文書では上記(2)、(3)の他に、(5)新たな大統領選挙の実施、(6)新憲法草案を破棄し73年憲法復活による国民議会再開を要求している。

22日 ト共産側との停戦交渉には期限を設定——アキノ大統領、閣議で発表。

24日 トIMF理事会、比政府提出の趣意書を承認。

トLPカラオ派、BMIPと連合に合意。

トラウレル副大統領、内閣改造を支持——MB紙。エンリレが更迭をしたいのは、サンモエス、アロヨ、サギサグ、ピメンテルの4閣僚。

25日 トエンリレ国防相、マニラ市内の反共集会に出席——5000人を前に失業増大、経済停滞を批判。26日の3万人反共集会でも政権安定など8項目を政府に要求。

トPDP・Laban全国会議——J・コファシコ・Jr.を党首に選出。地方選の6ヵ月~1年先送りを提案。

28日 ト共産ゲリラ対策は硬軟両面作戦——アキノ大統領、比看護婦大会で演説：対話、国民和解で対処するが、治癒不能の場合は外科手術も必要である。

トエンリレ記者会見——「今後は沈黙を守る」。

29日 トエンリレ、政変での軍の役割を強調——アギナルド基地内の軍看護婦集会で演説：(1)軍が動かずいたらアキノは大統領就任は不可能であった、(2)軍と政府は対等の連合である。

30日 トサンモエス労相、バス会社ストに職場復帰命令——(1)Pantranco North Express, Rabbit Bus Lineの2社の労組にピケを解除せよ、(2)首都圏監察本部などに同上労働省命令に協力すべく代理委任。

ト新憲法が国民投票で承認されないときは自由憲法に戻る——アキノ大統領、日本人記者団との会見で宣言。

31日 トラモス、新憲法賛成と表明——軍の政治への不可侵を保証しているとし、(1)新憲法承認の国民投票では軍人の賛否は個人の選択にまかす、(2)政治に介入希望の軍人は辞任せよ、と警告。

ト政府、86年歳入歳出予算を補正——歳出1089億<sup>ペソ</sup>、歳入810億<sup>ペソ</sup>と各55億<sup>ペソ</sup>減少。同年度中の税制改革計画の効果が期待薄となつたため。

## 11月

1日 トNDF、100日間暫定停戦を提案——NDF側記者会見：(1)今週中に安全通行・免責保証に関する協定に調印しよう、(2)武装都市ペルチザンの存在を否定。2日アキノ大統領、NDF提案を検討中と言明。

ト米司法当局、エンリレ夫妻の米援助着服を調査——2日付MB紙。2日エンリレ国防相、疑惑を否定。

3日 トアキノ、国家安全保障会議を招集——100日間停戦の条件を明確にするための委員会設置を決定。

ト5年計画でヘリ50機購入——BD紙。国防省装備・兵站関係次官補M. Espina准将(退役)言明：各中隊兵員輸送強化に最低120機必要(現有は70機)。

ト行政規律委、ベラスコ前エネルギー相を不正容疑で調査——2週間極秘に帰国。会計検査院もPNOOCの350万<sup>ペソ</sup>、NPCの650万<sup>ペソ</sup>の保養施設投資を調査中。

ト人民党、Bayan、記者声明で100日間停戦を歓迎。

4日 ト下級裁判所の機構改革に着手——アキノ大統領、首都圏の地裁事務官151人を任命。うち新任は79人。

5日 ト軍幹部、停戦期間は短くと主張——ソテロ空軍司令官談：共産側は次期攻勢に向けて準備が周到になる。

トエンリレ国防相、人権委の計画を拒否——軍人の退任には人権委による人権抑圧関係の有無調査を必須とするとの計画に対して。ラモス参謀総長補足説明：軍人の昇任は選考委と大統領の専決事項である。

ト軍高官、クーデタ計画の存在を公表——BD紙。コラムに「女王陛下万歳」作戦：現在の政治状況に不満の軍の一部が政権を奪取し、左派分子を追放、アキノ大統領を留めておく。この結果、エンリレは外国の圧力で辞任するか、強権政治に走り共産側を利することになる。

6日 ラモス参謀総長、異例の新聞発表：軍の冒險主義に警告し、4軍、RUC司令官に軍の指揮系統に従うよう命じ。

6日 トエスカランテ事件で46人を起訴——特別裁判所に対し、A. Gustilo前北ネグロス州知事、市長らを。

7日 ト政府側、停戦交渉委員2名追加を共産側に提案——ミトラ談：エルミタ参謀次長、マグノ大統領顧問を。

トラウレル、新憲法草案支持を表明——アンヘルス市で。10日ラウレル、Unido憲法問題調査7人委の報告を発表：同委は全員一致で新憲法支持に。

8日 トLakas ng Bansa(国民の力)が発足——超党派の政治運動体で、アキノ大統領を支持する個人、団体の傘組織として結成。代表人のゴンサレス法相を含む8閣僚が参加。すでに10月29日各地域の支部長を決定。

9日 トBayan、クーデタ計画を批難——Tafnada議長談：極右が政権を奪取すれば全国規模で市民ストを展開。

10日 ト国防省高官による武器輸入が発覚——A. Padilla マニラ国際空港徴税部長が発表：エンリレと国防相、ホナサン大佐の受取人名義で7月初めに、サブマシンガン200丁、弾倉200個、銃弾1万2000発が輸入された。

トラモス、アキノ訪日中のクーデタ計画阻止——「共産狩り」作戦。同日夜、国防省のエンリレ側近将校が作戦行動中をラモスが説得、24日付け『ニューズ・ウィーク』誌。

トアキノ大統領訪日——(～13日)。10日中曾根首相と会談：日本側、特別円借款404億円供与を公式表明。12日、OECF、比政府と328億9500万円の商品借款供与に調印。

11日 トサンチェス労相、香港に——テロ逃れを否定。

12日 トBayan、新憲法支持——Tañada 議長談：基本的人権、国民的利益保証では35年憲法、73年憲法、および自由憲法よりましである。

13日 トMNLF、クーデタ計画を批難——Ustatz Zain Kali 民政部長声明：アキノ支持のデモで。

トオラリア人民党議長、虐殺死体で発見——リサール州アンチボロで、運転手とともに。

14日 トアキノ、オラリア議長暗殺事件で調査委を設置——委員長はゴンサレス法相、NBI(国家捜査局)も捜査着手。同日人民党、KMUはアギナルド基地前で5000人の抗議集会。15日 KMU傘下の労働者2000人がスト。17日ゼネストに139工場3万人が参加、平穏裡に終了。20日葬儀に10万人が抗議行進。

15日 ト三井物産マニラ支店長誘拐——マニラ郊外で。

16日 ト特別裁、アキノ事件の再審初公判——米国にいるペールら2人を除く24被告が出廷。3被告に罪状認否。

トアキノ、停戦交渉の11月中結着を指示——閣議でミトラ農相に。

ト停戦交渉の再開は政府のオラリア事件究明の成否次第——ギングーナ政府交渉委員、記者団に言明。

17日 トパンパンガ州の2警察署が、NPAに伏撃。

ト閣議、「中期開発計画」(1987～92年)を承認。

トエンリレ派の前国会議員射殺——D. Puzon、運転手2人とともにブランカン州のハイウェイで。

ト債務返済条件緩和交渉の比側提案一部公表——BD紙。外銀団との87～92年満期利率分の元本36億ドルについて、利率はLibor+0.625% (メキシコ方式は0.813%)、期間は据置7年を含む20年 (メキシコ方式と同じ)。

トCPLA、NPAと対決のため武装——BD紙。バルウェグ神父談：郷土と財産をNPAから守るため。CPLAは4月7日のNPAから分離以来、コルディレラ地区の70%を支配している。

20日 ト野党、政情混乱に警告——KBL幹部、一連の暗殺、誘拐、首都圏の爆発事件は政権が事態の掌握に失敗しているためと批判し、政、財界の首脳会議を提唱。

PNP、内乱の可能性を含めた破局を回避し、政治安定化のためアキノ大統領は主導権行使せよと要求。

トラモス、共産側との和解政策に批判の演説——(1)86年投降者は1万2000人(前年2万2000人)に減少した、(2)共産側は地方での教宣活動、徴税を強化している。

トNDF側、停戦協定早期締結に樂観的——オカソボ、スメルが記者会見：(1)停戦に関し政府側の明確なコンセンサスが必要、(2)軍の一部が協定に反対している。

21日 トラモス参謀総長、一部閣僚の更迭を勧告——MB紙。アキノ宛文書、記者団に公開：効率的な政策を実行に移せない閣僚の即時更迭を勧告。

22日 トラモス参謀総長、クーデタ計画阻止に動く——週末、國軍の一部とマルコス忠誠派が22日集合し、国民議会再開、73年憲法への復帰と大統領選挙を要求し、同時にマルコス派兵士がテレビ局を占拠する、との情報を察知。22日午後、全軍の警戒体制下、空軍2大隊が国民議会議事堂、テレビ、ラジオ局警備に出動。22日夜、A. Crag 前議員宅に旧KBL派69前議員が集合、エンリレも参加。23日朝、ラモス四軍司令官会議を招集し、自分または参考次長以外の命令に従わないよう指示(以上、12月7日付Asiaweek誌)。24日付『ワシントン・ポスト』紙は22日夕現在、エンリレ派将校、武装兵士の姿は見当たらずと報道。

ト西部ミンダナオ地方評議会議長が射殺——Ulbent Ulama Tugung、マニラ市内で5人の伏撃で。

23日 トアキノ、エンリレ国防相を更迭——後任にイレト国防次官を昇格。

24日 トクーデタ未遂事件を非公式調査——イレト談。

25日 ト中央銀行ゼストライキ——フェルナンデス総裁追放を掲げて：(1)総裁は労組の要求(10%賃上げ他)を無視、(2)マルコス前政権下の役員が居残っている。

26日 トボスウォース米大使、アキノ政権支持強調——マカチビジネスクラブで演説：米上院選の結果、最近の比情勢にかかわらずアキノ政権に確実な支持を続ける。

トCBCP、新憲法支持の教書を発行。

27日 ト経済界はエンリレ解任を歓迎——マカチビジネスクラブ J. Romero 事務局長、政情安定化に向かうと。

ト政府、共産側、60日間暫定停戦協定に調印——12月10日から発効。安全通行、免責保証覚書も同時に。

28日 ト投資委承認の新規投資減少——1～10月で22億5000万ドル(前年同期比40%減)。

トアキノ政権、第2次改造——公共事業道路大臣にC.ドミンゲス、天然資源大臣にV.ハイメを任命。

トオブレ、第12回比経済人会談で演説——(1)停戦協定調印、(2)政府内部の体制固め、(3)経済指標の好転は政治安定化への前触れである。

## 12月

1日 ▶ミトラ政府側交渉委員辞任——9日アキノ大統領、後任にJ. Guerreroバターン輸出加工区長を任命。

3日 ▶アキノ大統領、ビメンテル自治相を更迭——後任にJ. Ferrer前議員。

4日 ▶MIMとMNLF、ミンダナオ独立を国連に請願——PNA通信。「ミンダナオ独立運動」議長R・カノイ談: MIMはミンダナオの早期独立を求めている。MNLFは国連に比政府との交戦団体の認知を要請した。

5日 ▶教員ストライキ終了——MPSTA(マニラ公立学校教員組合)、生活手当遅配など要求し、2日からストに突入。予算相による1580万ペソの予算措置で解決に。

▶閣議、87年度予算を承認——歳出1147億ペソ、歳入949億ペソ、不足分198億ペソは政府金融機関借入。

8日 ▶政府、政府企業民営化に着手——アキノ大統領、「民営化委員会」を設置(布告50号)。行政改革委は263非金融政府企業を評定し、108企業を民営化、46企業を存続、残りは清算、廃止、合併吸収に。民営108社の総資産は1530億ペソ、連結資産は150億ペソに。

9日 ▶LPサロンガ派、新憲法支持を表明——新憲法で立憲民主主義に復活する。

▶サンチェス労相、労働界に抑制を要請——労働界の労相解任抗議のゼネスト計画に触れて。同日KMUオルタリス書記長反論: われわれは一貫して労相留任に固執してきた。大統領の決定に従うとは約束していない。

▶86作物年度の稻米生産は大豊作——農業経済局発表。909.7万トン(前年度比10.9%増)。

10日 ▶60日間暫定停戦発効——ラモス、全軍に停戦命令。ギンゴーナ交渉委員、双方の合意を閣議に報告: (1)NPAは人口密集地では武器は携行しない、(2)NPAが非人口密集地で武器を携行する際は政府発行通行許可証をもつ、(3)NDFと軍は出会っても敵対行動に出ない。

▶全国停戦委員会(NCC)発足——委員長はA. Fortich神父(パコルド司教区)を任命。他に委員4人。

▶ペール前参謀総長、米のイラン向け武器輸出に関与——米紙S. F. Examiner紙。85年秋~86年春に比政府のイスラエルからの武器買付け偽証明書に署名している。

11日 ▶NPAバターン州司令官、停戦協定は守ると宣言——ただしその要求を政府が実行しない限り武装解除しない、(1)真の土地改革、(2)外国資本による経済、政治支配の排除、(3)軍の敵対、残虐行為の停止、(4)貧困と失業の解消。

▶ネグロスの砂糖収穫地の自主的農地改革を検討——アキノ大統領、D. Lacson西ネグロス州知事提案の自主的農地改革計画検討のため6人委(委員長アルバレス農

地改革相)を設置。同案は砂糖収穫地は60%減反に、残りの30%は農業多角化、10%は農業労働者の食用穀物生産目的に利用しようとするもの。

▶NCC、停戦協定違反を調査——(1)ダバオ市での10日の停戦支持デモへの右翼の発砲。(2)バターン州サマルなどでのゲリラ同調者による2000人集会に武装NPA70~100人が出席した。

12日 ▶中銀、再割引率さらに引下げ——10.0%に。

13日 ▶アキノ大統領、サンチェス労相の辞表受理——ただし後任決定まで職務遂行に。87年1月3日更迭。

14日 ▶国民投票選挙有権者登録は90%——選挙委発表。12月6, 7, 13, 14日に登録実施、2500万人が登録完了。

16日 ▶第2回アキノ・バルウェグ会談——大統領府で。コルディレラ自治区が発足まで管理組織としてCRDC(コルディレラ地域開発協議会)の設置を討議。

17日 ▶10月末のIMF経済目標は達成——BD紙。ペース・マニーは458億ペソ(目標475億ペソ)、中銀の対PNB貸付け30億ペソ(同30億ペソ)、外貨準備高14億9300万ドル(同14億3100万ドル)。

18日 ▶NPA、韓国人2人を解放——10月22日北イロコス州で誘拐の韓逸開發会社の朴鍾守、鄭相基の両氏。

22日 ▶アルメンド拉斯ラダバオのKBL、新憲法支持に——ダバオのKBL派80人。アルメンド拉斯記者声明: 政治安定、経済社会再建のための新憲法の承認が必要。

▶前北ネグロス州知事A. Gustilo、米国で病死。

▶NDFは交戦団体の認定を求めず——NDF国際局長L. Jalandoniが記者会見。

23日 ▶和平会談予備交渉開始——本交渉の議題を双方が提示。政府側、(1)NPA投降者への雇用機会創出などを含む短期経済復興計画、(2)農地改革など経済社会改革、(3)NPAの刑事免責などを提案。NDF側は(1)マルコス体制の解体、(2)真の土地改革の実行、(3)米国基地撤廃、(4)政治解決による恒久平和の確立を要求。

24日 ▶MNLFとの政府側交渉委員代表にビメンテル。

29日 ▶行政規律委マルコス夫妻を特別検察庁に告発——ニューヨークのビル5棟、70億ペソの不正取得で。

30日 ▶人口密集地の武装NPA逮捕を命令——ラモス参謀総長、4軍司令官に停戦協定遵守を命令。NCCが11日のバターン州サマルの武装NPA行進を協定違反と審判したのを受けて決定。

▶NDF、政府軍の協定違反は14件と反論——スメルNDFスポーツマン: 政府側は停戦協定を地方での軍の強化に利用している。

▶NDF、全国記者クラブ内に連絡事務所を開設。

31日 ▶1~9月のレイオフ半減——3万1677人(前年同期比49.7%減)。企業閉鎖は806件(同34.5%減)。

## 参考資料 フィリピン 1986年

### ■ 政府閣僚(1987年1月3日現在)

大統領 Corazon C. Aquino  
 副大統領 Salvador H. Laurel  
 (兼外務大臣)  
 大蔵大臣 Jaime Ongpin  
 自治大臣 Jaime Ferrer  
 国防大臣 Rafael M. Ilet  
 食糧・農業大臣 Ramon Mitra  
 貿易・工業大臣 Jose Concepcion, Jr.  
 法務大臣 Neptali Gonzales  
 労働・雇用大臣 Franklin M. Drilon  
 教育・文化・スポーツ大臣 Lourdes Quisumbing  
 公共事業・道路大臣 Carlos G. Dominguez  
 連輸・通信大臣 Hernando B. Perez  
 観光大臣 Jose Antonio Gonzales  
 天然資源大臣 Vicente Jaime  
 予算大臣 Alberto Romulo  
 保健大臣 Alran Bengzon  
 社会福祉大臣 Mamita Pardo de Tavera  
 農地改革大臣 Heherson Alvarez  
 國務大臣(政務担当) Antonio V. Cuenco  
 同(行政担当)兼総務庁長官 Victor Ziga  
 計画大臣, 兼国家経済開発庁長官 Solita C. Monsod  
 官房長官 Joker Arroyo  
 行政規律委員会委員長 Jovito Salonga  
 行政改革委員会委員長 Luis Villafuente

### 〔補佐機関〕(閣僚待遇)

人権委員会委員長代行 Jose B. L. Reyes  
 大統領特別顧問(バターン原子力発電所委員会委員長)  
 Rene Saguisag  
 同(国内問題担当) Aquilino Pimentel  
 同(特別問題担当) Teodoro Locsin, Jr.  
 同(軍事問題担当) Jose Magno  
 報道官 Teodoro Benigno

### ■ 主要官公庁首長(1986年12月31日現在)

中央銀行総裁 Jose Fernandez  
 最高裁判所長官 Claudio Teehankee  
 檢察庁長官 Sedfrey Ordonez  
 会計検査院長 Teofisto Guingona, Jr.  
 選挙委員会委員長 Ramon H. Felipe, Jr.

### 公務員犯罪特別裁判所裁判長

Francisco E. Garchitorena  
 社会保障機構長官 Jose Cuisia, Jr.  
 政府管掌保険機構長官 Feliciano Belmonte  
 出入国管理委員長 Enrique Ike Joaquin  
 税関長 Wigberto Tañada  
 比国立銀行頭取 Edgardo B. Espiritu  
 比開発銀行総裁 Jesus Estanislao  
 駐米大使 Emmanuel Pelaez  
 駐日大使 Ramon V. del Rosario  
 国連代表部 Salvador P. Lopez

### ■ 国軍司令官(1986年12月31日現在)

参謀総長 Fidel V. Ramos  
 副参謀長 Salvador M. Mizon  
 参謀次長 Jacinto Galang  
 同 Eduardo M. Ermita  
 陸軍司令官 Rodolfo Canieso  
 海軍司令官 Serapio Martillano  
 空軍司令官 Antonio Sotelo  
 国家警察軍司令官 Renato S. de Villa

### ■ 主要暫定知事(1986年5月24日現在, 自治省\*発表)

Ilocos Norte	Castor Raval
Ilocos Sur	Pablito Sanidad
Cagayan	Benjamin Ligot
Tarlac	Candido Guiam(PDP・Laban)
Batangas	Jose Laurel V
Antique	Enrique Zaldivar(前 KBL)
Negros Occidental	Daniel Lacson
Cebu	Osmundo Rama
Leyte	Benjamin Abella
Basilan	Loie Alono
Sulu	Anni Indanan
Cotabato	Ismael Sueno
Surigao del Sur	Felicidad Pimentel
Lanao del Sur	Saidamen Pangarungan

(PDP・Laban)

North Cotabato Rosario Diaz(PDP・Laban)

\* 出所は, *Manila Bulletin*, 1986年5月24日。同紙では無印はすべて Unido としており分類は不正確。

## 5 主要経済措置リスト

### I マルコス政権下

#### A. 大統領令(PD)

[1985年]

- 2001 12. 16 四エチル鉛混入ガソリンの使用を停止、エタノールに代替する計画の実行。
- 2002 12. 16 ドル不正海外持出し(「ドル塩漬け」)監視の強化: 間市場取引、外為法の違反は12年以上20年の禁固、または5000㌦以下の罰金。
- 2006 12. 31 後発取引に対する売上税に関する内国歳入法の改正。

[1986年]

- 2007 1. 3 PD 1994号修正。煙草消費税の引上げのため。煙草消費税にさらに付加価値の2%の課徴金を課す。
- 2008 1. 8 PD 1955号修正。協同組合活動強化のため1991年12月まで所得税、売上税免除など。
- 2009 1. 11 PD 2007号に基づき内国歳入法の改正。
- 2012 1. 20 DBP その他政府金融機関の所有する非効率資産の運営、処分の実施機関として資産運営公社(AMC)創立。存続期間25年。
- 2013 1. 23 住宅公社(NHA)の税、手数料支払免除。
- 2015 1. 23 NHA の住宅分譲割賦月別支払額軽減。
- 2026 2. 3 PD 1955号修正。農業銀行に対する税制優遇措置。純資産3000万㌦以下、5年限り。
- 2030 2. 4 政府金融機関、政府企業所有資産の効率的運用のため、資産処分財団(ADT)を設置。
- 2032 2. 4 1986年農業奨励法布告。農産物価格は市場機構で決定。資金の優先供与、利率の優遇、技術援助による奨励策など。

#### B. 行政命令(EO)

[1985年]

- 1066 11. 22 農業機構開発公社(FSDC)の改革。公共事業・道路省から農業食糧省に移管。
- 1067 11. 25 PD 1071号修正。比国貿易公社の増資。
- 1073 12. 16 輸入許可制廃止(中銀回状1029号)に伴う国内産業保護政策。(1)輸入価格評価委員会設置、(2)不正輸入監視のため各省間連絡会議を設置、(3)ダンピング防止強化等。
- 1074 12. 20 南アグサン州で6000haのオイル・パーク開発を承認。ココナツ油精製協会に対し。

[1986年]

- 1078 1. 20 DBP の非効率的資産の移管と回収計画。
- 1080 1. 23 NHA の都市圏生活環境向上計画に年2000万㌦を配分。

- 1081 1. 23 首都圏地域に首都北部人材研修センター建設。
- 1083 1. 28 1985年12月現在未済の農地改革土地割賦代金、賃料に関わる延滞利息支払免除の命令。
- 1084 1. 30 地域IV(南タガログ)に成長ベルト地域計画、農業近代化計画の承認。
- 1087 1. 31 政府公務員の生活手当(COLA)引上げ。月給2500㌦、以下は150㌦増、2501~3000㌦は50㌦増。
- 1088 2. 3 外航、内航船に対する水先案内料引上げ。
- C. 通達(LOI)
- [1985年]
- 1495 12. 18 タール湖開発計画の承認。FSDC が計画実行総括機関となり1986年4500万㌦を配分。

1496 12. 18 ロンブロン州総合地域開発計画に対する計画支援委員会の設置(地域IV)。

1497 12. 18 ケソン州(ボンドク半島)総合地域開発計画(地域IV)に対する計画支援委員会設置。

1499 12. 18 オーロラ州総合地域開発計画(地域IV)に対する計画支援委員会設置。

1500 12. 18 マリンドゥケ州総合地域開発計画(地域IV)に対する計画支援委員会設置。

1502 12. 23 SGS 社を比向け船積事前検査人に指名。

1505 12. 29 LOI 1502号は無効(1519号で再度有効に)。

1506 12. 29 米、とうもろこしの売上税引上分支払延期期間の延長。86年1月からさらに2年間。
- [1986年]
- 1508 1. 15 北パラワンでのシリカ砂鉱山採掘禁止解除。雇用創出、中小鉱業の振興のため。

1511 1. 21 LOI 1452号のESF(経済支援基金)から200万㌦を甘蕉産業振興のため Philsuma(比砂糖マーケティング協会)に配分。

1512 1. 22 代替エネルギー開発の内資不足のためNPC(比電力公社)に1億5000万㌦、PNOC(比石油公社)に5000万㌦を配分。

1514 1. 26 海外労働斡旋業者に対する奨励制度設置。(1)旅行税免除、(2)市場調査の航空券割引等。

1517 1. 31 NHA の学校設備拡充計画にESFから1億2000万㌦を配分。

1519 2. 4 LOI 1505号は無効(1502号が有効に)。

1520 2. 4 政府企業合理化の指針。

1521 2. 4 肥料価格の引下げ。倉庫渡し。尿素肥料1袋10kg、273.95㌦に(現行 190.79㌦)。

1523 2. 6 木材輸出に付加価値の20%の課徴金。住宅抵当金融公社の抵当貸付け利子補助に充当。

1524 2. 6 住宅抵当金融公社に3億500万㌦を配分。

## II アキノ政権下

## A. 布告(Proclamation)

- 1 2.25 2月7日の国民の信託によりアキノ大統領、ラウレル副大統領は比国民の名において権限を行使する。政府再編のため最高裁判事会をはじめ全任命公職者に辞表提出要求。
- 3 3.25 暫定憲法布告。国民議会、首相職を廃止。
- 9 4.23 制憲委員会法布告。制憲委員は任命制で50人、9月2日までに草案を大統領に提出。
- 51 12.12 中期開発計画(1987~92年)を布告。
- B. 行政命令(EO)
- 1 2.28 行政規律委員会(PCGG)の設置。マルコス一家、側近の内外隠匿資産の調査・回収のため。委員は司法、立法、行政府当局からの証拠提出・喚問要請に応ずる要なし。
- 2 3.12 マルコス夫妻、親類縁者、側近、ダミー、利益供与を受けたと指摘された人物等が国内に所有するすべての資産の凍結を命令。
- 3 3.12 官房長官局の設置。
- 5 3.12 機構改革委(PCR、EO 575号で設置)を行政改革委員会(PCGR)に改組。
- 6 3.12 政府公務員の海外渡航は大臣の許可を必要とする(閣僚、次官、最高裁・高裁判事、制憲委員は大統領の許可を必要)。
- 8 3.18 人権委員会(PCHR)を設置。
- 9 3.19 コプラ輸出禁止解除(EO 828号は廃止)、コプラ輸出加算税を7.5%から2.5%に。
- 10 3.26 居住環境省は大統領府の統轄下に組入れ。
- 11 4.8 PCGGが接収したTV 3局(BBC=チャンネル2、RPN=チャンネル9、IBCC=チャンネル7)の経営のため、管理者委員会を設置。同委員は情報相が任命する。
- 12 4.16 最高裁の改革完了を宣言。C. Teehankee裁判長以下10判事を任命。空席は後日任命。
- 13 4.23 EO 1号修正。PCGG職員給与の増額。
- 14 5.7 PCGGの権限に関する規定。(1)検事総長の協力により捜査されたすべてを告発、起訴する権限、(2)民事・刑事を問わずすべてを公務員犯罪特別裁判所に起訴する権限、(3)証人に刑事免責を与える権限を付与する。
- 14-A 8.18 EO 14号修正。特別裁判所の証人に自己に不利となる場合の証言拒否権を保証。
- 15 5.8 ESF(経済支援基金)委員会をNEDAに移管(LOI 1030号、1034号は廃止)。
- 16 5.9 RA(共和国法)265号修正。通貨委員会を拡充、委員は7人に。中銀総裁(委員長)、

蔵相、NEDA長官、投資委員会長官、予算相、大統領任命のその他金融・経済関係省長官、大統領任命の民間人。

- 19 6.19 会計検査院の独立性強化。政府企業の監査費用は実行予算の0.25%以内。政府企業の長は暦年開始1ヵ月以前に会計検査院に実行予算を提出する義務が課される。
- 20 6.19 エネルギー省は大統領府の統轄下に組かえ。
- 21 6.19 内国歳入法修正。石油製品に対する従量税および従価税の改定(プレミアム・ガソリンは従量税2489<sup>4</sup>/l、従価税25%)、5月22日から適用。
- 22 6.25 内国歳入法修正。輸出品に対する物品税払い戻し、酒類の保税搬送。酒税改定(蒸留酒は卸売価格の50%、ビール320ccは1<sup>4</sup>以下に)、葉巻、煙草税改定(葉巻は卸売価格の15%、1箱30本入煙草は同20%<7月から、25%>、20本入りは同40%<87年1月から60%>、その他の国内産煙草は40%<同50%>、外国製は75%)。7月1日から施行。
- 24 6.27 免税品店(TDFS)の独占営業免許廃止(PD 1193号、LOI 595号廃止)。
- 26 7.1 関税定率法の修正。輸出税の廃止。ただし木材輸出税(FOB価格の23%)は存続。
- 28 7.16 社会保険法(RA 1161号)修正。社会保険給付拡充。8月1日から施行。
- 29 7.16 国家安全保障法(PD 33号)廃止。
- 32 7.24 対外債務削減のため「債務の株式化」の実施。通貨委は蔵相と協議して細則を布告。
- 35 7.30 住宅開発相互基金法(PD 1752号)修正。
- 36 7.30 内国歳入法の修正。売上税率の改正。
- 41 8.22 1981~85年の未納分所得税申告に今回限り罰則免除。期限は86年10月31日まで。
- 42 8.22 未納分不動産税申告に今回限り罰則免除。期限は86年12月31日まで。
- 43 8.22 自動車登録税の改正。1987年1月1日発効。
- 44 9.4 内国歳入法修正。支払い遅延、資産評価異議申し立ては見積税額の30%支払いで和議。
- C. 覚書(MO)
- 4 3.18 「中期開発計画」(1987~92年)の枠組作成を指示。各省庁は原案をNEDAに提出。
- 28 8.13 PD 851号修正。すべての雇用者は年末当1ヵ月分を12月24日以前に支払うこと。

# 主要統計 フィリピン 1986年

315

第1表 産業別国内総生産	第8表 投資委員会承認国別直接投資
第2表 法定最低賃金	第9表 株式会社・組合の払込資本
第3表 就業状態別人口	第10表 国際収支
第4表 消費者物価指数	第11表 10大輸出品
第5表 主要産業の生産状況	第12表 最終用途別輸入構成
第6表 通貨供給高	第13表 相手国別輸出入額と比率
第7表 中央政府現金勘定	第14表 対外債務残高

第1表 産業別国内総生産 (1972年価格)

	価額 (100万ペソ)			対前年増加率(%)		構成比 (%)		
	1984	1985	1986*	1985	1986*	1984	1985	1986*
農林漁業	25,409	26,225	27,098	3.2	3.3	27.0	29.0	29.9
鉱業	1,755	1,768	1,599	0.7	-9.6	1.9	1.8	1.8
製造業	23,319	21,541	21,805	-7.6	1.2	24.8	23.8	24.1
建設業	5,866	4,248	3,047	-27.6	-28.3	6.2	4.7	3.4
電気・ガス・水道	1,221	1,240	1,284	1.6	3.6	1.3	1.4	1.4
運輸・通信・倉庫	5,032	4,953	5,046	-1.6	1.9	5.3	5.5	5.5
商業	14,073	14,066	14,225	-0.1	1.1	14.9	15.6	15.7
金融・不動産業	5,544	4,856	4,800	-12.4	-1.2	5.9	5.4	5.3
サービス業	11,997	11,547	11,701	-3.8	1.3	12.7	12.8	12.9
国内総生産	94,216	90,444	90,605	-4.0	0.2	100.0	100.0	100.0
海外からの純要素所得	-2,283	-2,037	-2,080	10.8	-2.1	—	—	—
国民総生産	91,933	88,407	88,525	-3.8	0.1	—	—	—
間接税マイナス補助金	7,671	7,655		-0.2		—	—	—
資本減耗引当	11,562	11,530		-0.3		—	—	—
国民所得	72,698	70,700		-2.7		—	—	—

(注) \*1986年12月現在推計。 (出所) NEDA(国家経済開発庁)。

第2表 法定最低賃金\*(非農業部門)

	名目賃金			実質賃金 (1978=100)				
	マニラ首都圏		マニラ首都圏外		マニラ首都圏		マニラ首都圏外	
	金額(ペソ)	増加率(%)	金額(ペソ)	増加率(%)	金額(ペソ)	増加率(%)	金額(ペソ)	増加率(%)
1972	8.00	—	8.00	—	16.23	—	17.35	—
1973	8.00	—	8.00	—	14.24	-12.3	14.84	-14.5
1974	9.98	24.8	9.98	24.8	13.32	-6.5	13.80	-7.0
1975	10.65	6.7	10.65	6.7	13.12	-1.5	13.81	0.1
1976	12.81	20.3	11.73	10.1	14.86	13.3	13.87	0.4
1977	15.19	18.6	14.11	20.3	16.33	9.9	15.14	9.2
1978	16.28	7.2	15.19	7.6	16.28	-0.3	15.19	0.3
1979	23.20	42.1	22.12	45.6	18.35	12.7	19.09	19.1
1980	29.85	28.7	28.76	30.0	21.25	15.8	20.80	15.0
1981	31.82	6.6	30.74	6.9	20.05	-5.6	19.60	-5.8
1982	31.82	—	30.74	—	18.06	-9.9	17.81	-8.1
1983	42.07	32.2	40.99	33.3	21.54	19.3	21.62	21.4
1984	57.08	35.7	56.00	36.7	19.58	-9.1	19.62	-9.3
1985	57.08	—	56.00	—	16.22	-17.2	15.87	-19.1
1986	57.08	—	56.00	—				

(注) \*基本最低賃金、緊急生活手当、年末手当等を含む。1974~81年は資本金100万ペソ以上の企業。

(出所) 国家賃金審議会(NWC), 労働省労働統計局。

第3表 就業状態別人口

(単位: 1,000人)

	1983		1984			1985*	
	7~9月	10~12月	1~3月	7~9月	10~12月	1~3月	7~9月
15歳以上人口	31,676	31,907	32,141	32,682	32,412	33,163	33,646
労働力人口	20,465	20,521	19,982	20,969	20,278	20,561	21,318
就業人口	19,522	19,671	18,724	19,673	19,046	19,142	19,801
農林漁業	10,187	10,250	9,187	9,733	9,569	—	9,540
非農業	9,335	9,421	9,537	9,940	9,477	—	10,221
失業人口	943	850	1,258	1,296	1,231	1,419	1,517
失業率(%)	4.6	4.1	6.3	6.2	6.1	6.9	7.1
非労働人口	11,211	11,387	12,159	11,714	12,134	12,602	12,329

(注) \*暫定推計。

(出所) National Census and Statistics Office (NCSO).

第4表 消費者物価指数 (1978=100)

&lt;全 国&gt;

&lt;マニラ首都圏&gt;

年	全品目	食 品	衣 類	住 宅	光 热 水	道 道	サ ー ビ ス	その他の	年	全品目	食 品	衣 類	住 宅	光 热 水	道 道	サ ー ビ ス	その他の
1977	93.0	94.0	91.3	90.9	89.4	91.9	93.8	1977	93.5	93.2	91.5	94.0	97.9	92.3	96.3		
1978	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1978	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
1979	117.5	115.6	117.9	118.3	127.6	121.1	119.1	1979	119.3	118.8	114.8	114.5	127.7	125.6	118.6		
1980	138.9	132.9	144.2	137.4	173.8	152.1	139.8	1980	141.5	136.9	142.5	125.6	177.6	161.0	138.2		
1981	157.1	149.8	162.0	154.7	211.5	171.2	153.3	1981	158.7	153.8	154.3	140.0	205.4	184.6	149.6		
1982	173.2	162.5	178.2	180.5	240.0	192.9	165.9	1982	176.2	165.9	179.0	163.9	229.6	208.3	163.1		
1983	190.5	176.5	194.5	200.3	281.6	216.8	180.6	1983	195.3	179.8	206.0	191.9	261.9	224.7	185.6		
1984	286.4	271.4	303.7	266.6	426.8	311.9	278.0	1984	291.5	279.9	328.8	253.6	394.8	309.7	296.5		
1985	352.6	332.2	387.3	334.3	548.6	366.0	345.6	1985	351.9	329.0	407.0	317.9	556.5	361.3	351.2		
1986	—	—	—	—	—	—	—	1986	—	—	—	—	—	—	—	—	

(出所) National Census and Statistics Office (NCSO)

第5表 主要産業の生産状況

			1981	1982	1983	1984	1985	1986
農*	食糧	穀米 (1,000トン) とうもろこし (1,000トン)	7,722.7 3,109.7	8,121.7 3,290.2	7,730.5 3,125.9	7,840.9 3,346.2	8,200.1 3,438.8	9,096.9 —
	輸出	ココナツ (1,000トン) 粗糖(分蜜糖) (1,000トン)	4,312.1 2,312.6	3,785.5 2,440.1	3,381.6 2,457.6	2,921.9 2,320.6	2,964.8 1,719.0	— 1,515.6
作物	作物	バナナ (1,000トン) 木材伐採量 (1,000m³)	4,072.9 5,399.5	4,077.5 4,125.3	3,667.6 4,336.3	3,818.9 —	3,697.8 —	— —
	鉱業	金 (純金, kg) 銀 (純銀, kg) ニッケル (トン) クロム鉱石 (1,000トン) 銅 (地金, トン)	23,435 62,565 29,200 300.7 302.4	25,953 59,586 19,600 195.5 292.1	25,282 59,665 13,900 155.5 271.4	24,041 — — — 226.1	— — — — —	— — — — —
発電量	N P C・マニラ電力 (100万kWh)	15,988.4	17,413.1	18,682.0	18,666.4	—	—	—

(注) \*作物年度(7~6月, 砂糖は9~8月)。

(出所) Central Bank, NEDA.

第6表 通貨供給高

(単位: 100万ペソ)

	流通通貨	要求預金	通貨供給 (M <sub>1</sub> )	準通貨			(M <sub>2</sub> )	預金代替	(M <sub>3</sub> )
				合計	普通預金	定期預金			
1977	6,727.6	8,210.9	14,938.5	17,593.1	11,536.1	6,057.0	32,531.6	11,399.5	43,931.1
1978	8,135.0	8,810.5	16,945.5	23,397.8	15,010.7	8,387.1	40,343.3	11,493.9	51,837.2
1979	9,181.7	9,661.9	18,843.6	26,565.5	16,900.2	9,665.3	45,409.1	11,950.9	57,360.0
1980	10,174.6	12,362.9	22,537.5	32,894.3	19,529.9	13,364.4	55,431.8	12,371.4	67,803.2
1981	11,625.8	11,898.5	23,524.3	42,114.8	24,198.3	17,916.5	65,639.1	16,452.2	82,091.3
1982	12,680.2	10,815.2	23,495.4	55,207.8	28,919.3	26,288.5	78,703.2	16,565.6	95,268.8
1983	19,607.3	12,882.0	32,489.3	63,366.5	34,089.7	29,276.8	95,855.8	17,106.3	112,962.1
1984	21,797.9	11,831.5	33,629.4	78,310.1	38,189.9	38,120.2	109,939.5	11,275.7	121,215.2
1985	24,066.1	11,760.5	35,826.6	88,447.4	46,412.5	42,034.9	124,274.0	8,608.5	132,882.5
1986. 3	25,848.2	12,262.1	38,110.3	84,615.9	45,897.8	38,718.1	122,726.2	7,950.4	130,676.6
6	21,887	12,054	33,941	86,178	48,484	37,694	120,119	7,696	127,815
9*	21,461	11,999	33,460	88,449	51,636	36,813	121,909	7,506	129,415
12	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1981年以降は改訂のため、80年以前と整合しない。\*暫定値。

(出所) Central Bank.

第7表 中央政府現金勘定(暦年)

(単位: 100万ペソ)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985
収入	34,731	35,933	38,205	45,632	56,861	68,961
税 収	30,533	31,423	33,779	39,524	50,005	61,190
そ の 他	4,198	4,510	4,426	6,108	6,856	7,771
支 出	38,118	48,079	52,610	53,063	66,689	80,148
経 常 支 出	24,516	26,390	31,746	34,522	42,873	55,275
資 本 支 出	12,927	20,760	18,646	16,148	19,630	23,195
純 貸 付	675	929	2,218	2,393	4,186	1,678
予 算 余 剰	-3,378	-12,146	-14,405	-7,431	-9,828	-11,187
金 融 勘 定	4,530	15,508	13,124	10,069	18,272	12,958
国 内 純 借 入	2,404	5,992	4,597	5,437	2,004	-340
国 外 純 借 入	2,126	9,516	8,527	4,632	16,268	13,298
現 金 勘 定 増 減	1,143	3,362	-1,281	2,638	8,444	1,771

(出所) Office of Budget and Management.

第8表 投資委員会承認国別直接投資

(単位: 1,000ペソ)

	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
内 国 法 人	890,633	1,990,585	2,500,764	3,549,197	4,478,972	2,239,487	2,213,759	2,251,046
外 国 法 人	584,424	761,879	1,775,675	1,992,154	2,182,744	2,977,809	3,900,520	2,449,608
ア メ リ カ	283,620	222,771	283,419	495,869	1,031,869	1,031,737	1,708,820	1,087,396
日 本	103,041	115,502	366,063	225,460	117,071	56,420	568,118	485,324
オ ラ ン ダ	60	1,278	262,594	247,043	79,638	57,011	456,134	115,354
香 港	26,700	—	1,547	3,035	11,847	17,718	168,393	63,022
タ イ	—	80	109	50	—	560	163,513	—
マ レ ー シ ア	—	60	15	200	75	54,384	154,159	1,400
イ ン ド ネ シ ア	—	—	—	640	1,351	—	136,330	—
ナ ウ ル	—	—	—	308,085	516,000	—	124,353	—
西 ド イ ツ	7,224	14,119	213,041	35,085	120,458	64,618	75,069	17,470
中 国	9,178	41,191	37,995	41,677	36,033	47,879	43,255	111,895
オーストラリア	8,264	56,396	15,473	54,864	20,236	61,126	23,393	8,351
イ ギ リ ス	52,446	48,799	137,329	295,096	121,775	60,097	33,910	354,895
そ の 他	93,891	261,683	458,090	285,050	126,391	1,526,259	245,073	204,501
合 計	1,475,057	2,752,464	4,276,439	5,541,351	6,661,716	5,217,296	6,114,279	4,700,654

(出所) B O I.

第9表 株式会社・組合の払込資本

(単位: 1,000ペソ)

	1983		1984		1985	
	法 人 数	投 資 額	法 人 数	投 資 額	法 人 数	投 資 額
I. 新設企業払込資本						
A. 株 式 会 社	10,274	1,736,441	6,769	1,200,860	7,493	2,130,317
1. 内 国 法 人	5,607	1,736,441	4,493	1,169,128	5,311	2,081,507
a. 株 式 会 社	5,575	1,747,841	4,480	1,148,589	5,300	2,068,958
100% 比 人	4,587	1,635,208	3,604	1,001,482	4,269	1,891,130
外 資 参 加	4,141	1,591,035	3,229	905,122	3,819	1,747,521
b. 組 合	446	44,173	375	96,360	450	143,619
100% 比 人	988	112,633	876	147,107	1,031	177,828
外 資 参 加	927	108,194	807	112,000	952	157,345
2. 外 国 法 人	61	4,439	69	35,107	79	20,473
B. 非 株 式 法 人	32	11,267	13	20,539	11	12,609
1. 内 国 法 人	4,638	n.a.	2,269	28,092	2,179	47,130
2. 外 国 法 人	4,633	n.a.	2,261	28,092	2,174	47,130
C. 支 店・代 表 事 務 所	5	n.a.	8	—	5	—
II. 既存企業純増資	29	11,400	7	3,640	3	1,600
1. 株 式 会 社	448	3,041,590	395	2,038,946	441	2,107,277
增 資	523	3,050,925	460	2,054,177	482	2,109,830
減 資	633	3,786,483	568	2,428,444	596	4,458,279
解 散	11	—164,280	9	—32,735	7	—614,180
2. 組 合	-110	-571,278	-108	-350,532	-114	-1,734,263
增 資	-75	-9,335	-65	-6,231	-41	-2,559
減 資	11	2,627	5	335	8	3,203
解 散	-86	-11,962	-70	-6,566	-49	-5,762

(出所) S E C.

第10表 国際収支

(単位: 100万ドル)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986 <sup>1)</sup>
経常 収 支	-2,061	-3,200	-2,750	-1,116	-77	-
商 品 取 引	-2,224	-2,646	-2,482	-679	-482	-56
輸 出	5,722	5,021	5,005	5,391	4,629	4,806
輸 入	7,946	7,667	7,487	6,070	5,111	4,862
非商 品 取 引	-309	-1,040	-740	-975	26	
受 取 <sup>2)</sup>	2,896	2,983	3,127	2,626	3,288	
支 払	3,205	4,023	3,867	3,449	3,262	
移 転 収 支	472	486	472	386	379	
受 取	485	498	483	387	388	
支 払	13	12	11	1	9	
資 本 収 支 <sup>3)</sup>	1,074	1,302	499	1,205	-1,161	-
長 期 資 本	1,332	1,548	1,392	478	-59	
流 入	2,072	2,533	2,336	1,259	1,116	91
流 出	740	985	944	781	1,175	91
直 接 投 資	175	17	112	17	-9	91
短 期 資 本	-219	-265 <sup>5)</sup>	-618	549	-1,731	
流 入	8,767					
流 出	8,986					
誤 差 脱 漏	-214		-387	161	638	
貨 幣 用 金	400	277	183	169	221	-
S D R 割 当 て	27	—	—	—	—	-
送 金 不 能 債 務	—	—	—	—	560	-
総 合 収 支	-560	-1,621	-2,068	258	-457	-
外 貨 準 備 <sup>4)</sup>	2,707	2,543	864.7	886.1	1,061.1	2,484.7

(注) 1) 暫定。2) 米政府支出を含む。3) 中央銀行の外国借款に関する取引を除く。4) 中銀準備のみ。5) 誤差脱漏を含む。  
(出所) Central Bank.

第11表 10大輸出入品

(単位: 100万ドル)

	輸 出					輸 入			
	1982	1983	1984	1985		1982	1983	1984	1985
ココナツ油	401.0	515.8	580.2	347.4	非電気機械	988.4	902.1	419.9	365.6
銅精錬	312.4	249.5	114.8	84.5	石油、潤滑油	2,104.7	2,122.7	1,648.6	1,452.6
砂 糖	416.0	299.3	307.6	168.7	輸送機器	295.1	285.0	238.5	67.5
エレクトロニクス	1,000.1	1,053.8	1,273.6	1,056.0	卑金属	528.3	451.8	246.5	179.0
木 材・丸 太	202.2	222.8	194.3	129.7	電気機器	384.7	404.4	427.4	293.1
衣 類	539.3	542.4	599.7	623.0	穀類、同製品	242.0	248.5	245.0	278.1
焼結鉄錬	105.6	114.4	105.0	95.0	爆薬、化学製品*	405.5	425.1	315.6	308.4
バイナップル	87.6	73.6	87.1	88.8	繊維原材料	248.4	278.5	225.7	216.1
金	168.7	153.6	104.3	100.0	化 学 原 料	259.4	266.6	237.6	218.7
バナナ	146.1	104.7	122.3	113.5	金属製造品	171.7	146.8	54.5	74.7
(10品目計)	(3,879.4)	(3,622.2)	(3,760.8)	(2,806.6)	(10品目計)	(5,625.7)	(5,359.9)	(3,914.1)	(3,453.8)
輸出総額	5,021	5,005.2	5,390.6	4,628.9	輸入総額	7,666.9	7,486.6	6,069.6	5,110.7

(注) \*肥料、医薬品を含む。

(出所) Central Bank.

第12表 最終用途別輸入構成

(単位:100万ドル)

	合計	消費財	資本財	原材料・中間財		合計	消費財	資本財	原材料・中間財
1978	4,732.2	817.2	1,400.8	2,514.1	1982	7,666.9	1,711.0	1,786.0	4,169.9
1979	6,141.7	1,067.4	1,784.9	3,289.3	1983	7,486.6	1,709.1	1,697.6	4,079.9
1980	7,726.9	1,425.7	1,986.4	4,314.8	1984	6,069.6	1,833.3	1,149.3	3,106.4
1981	7,945.7	1,653.9	1,925.0	4,366.8	1985	5,110.7	1,537.7	787.6	2,785.4

(出所) NEDA.

第13表 相手国別輸出入額と比率

(単位:100万ドル)

年	アメリカ				日本				EC諸国				ASEAN諸国*			
	輸入		輸出		輸入		輸出		輸入		輸出		輸入		輸出	
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%
1977	799.2	20.4	1,112.1	35.3	975.3	24.9	726.9	23.1	468.7	12.2	581.2	18.5	260.5	6.7	125.9	4.0
1978	997.4	21.1	1,156.2	33.8	1,285.1	27.2	818.4	23.9	598.5	12.6	634.2	18.5	273.6	5.8	208.3	6.1
1979	1,402.5	22.8	1,384.2	30.1	1,397.9	22.8	1,201.0	26.1	850.7	13.9	930.8	20.2	363.8	5.9	187.8	4.1
1980	1,785.7	23.1	1,588.4	27.4	1,531.2	19.8	1,533.3	26.5	827.5	10.7	980.8	16.9	483.2	6.3	377.0	6.5
1981	1,787.2	22.5	1,765.8	30.9	1,494.1	18.8	1,250.5	21.9	819.2	10.3	924.3	16.2	538.3	6.8	412.2	7.2
1982	1,702.7	22.2	1,586.3	31.6	1,532.0	20.7	1,145.5	22.8	813.8	10.6	726.3	14.5	509.7	6.6	358.7	7.1
1983	1,739.1	23.3	1,799.6	36.0	1,266.6	16.9	1,015.0	20.2	879.9	11.8	816.0	16.3	671.1	9.0	352.8	7.0
1984	1,630.5	26.9	2,050.5	38.0	814.5	13.4	1,042.7	19.3	674.1	11.1	680.5	12.6	728.1	12.0	516.6	9.6
1985	1,282.1	25.1	1,621.8	35.7	734.5	14.4	874.6	18.9	425.0	8.3	630.8	13.6	754.0	14.8	530.8	11.5
1986	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) \*1984年からはブルネイを含む。

(出所) NEDA.

第14表 対外債務残高

(単位:100万ドル)

	1984年12月31日				1985年12月31日				1986年6月30日			
	短期		中長期	合計	短期		中長期	合計	短期		中長期	合計
	貿易	非貿易			貿易	非貿易			貿易	非貿易		
総 計	5,274	4,218	15,926	25,418	4,854	3,719	17,679	26,252	5,210	3,909	16,076	25,195
通貨部門	1,540	3,667	3,023	8,230	2,130	2,852	3,894	8,876	1,618	3,215	3,016	7,849
1.商業銀行	911	2,555	651	4,117	383	2,095	475	2,953	947	2,206	634	3,787
政府	304	427	363	1,094	48	345	448	841	517	449	395	1,361
民間	607	2,128	288	3,023	335	1,750	27	2,112	430	1,757	239	2,426
外銀支店	68	1,038	189	1,295	91	1,109	5	1,205	64	892	176	1,132
国内銀行	539	1,090	99	1,728	244	641	22	907	366	865	63	1,294
2.中央銀行	629	1,112	2,372	4,113	1,747	757	3,419	5,953	671	1,009	2,382	4,062
非通貨部門	3,497	551	12,903	16,951	2,482	867	13,785	17,134	3,397	694	13,060	17,151
1.公的部門	1,703	300	30,148	12,151	780	406	11,172	12,358	1,613	370	10,098	12,081
2.民間部門	1,794	251	2,755	4,800	1,702	461	2,613	4,776	1,784	324	2,762	5,070
赤色約款前貸	237	—	—	237	242	—	—	242	195	—	—	195
1.公的部門	190	—	—	190	—	—	—	—	136	—	—	136
2.民間部門	47	—	—	47	242	—	—	242	59	—	—	59

(出所) Central Bank.